

平成26年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成26年9月5日（金曜日）

議事日程第3号

平成26年9月5日（金曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	20番	佐藤	譲司	議員
	5番	佐々木	隆一	議員
	16番	高橋	信雄	議員
	4番	今野	英元	議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第143号 1件

第4．決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5．提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（26人）

1番	鈴木	和夫	2番	三浦	秀雄	3番	伊藤	岩夫
4番	今野	英元	5番	佐々木	隆一	6番	湊	貴信
7番	佐藤	徹	8番	吉田	朋子	9番	三浦	晃
10番	高野	吉孝	11番	渡部	専一	12番	大関	嘉一
13番	高橋	和子	14番	伊藤	順男	15番	渡部	聖一
16番	高橋	信雄	17番	井島	市太郎	18番	佐藤	勇
19番	渡部	功	20番	佐藤	譲司	21番	佐々木	慶治
22番	長沼	久利	23番	佐藤	賢一	24番	梶原	良平
25番	土田	与七郎	26番	村上	亨			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	石川	裕
副市長	小野	一彦	教育長	佐々田	亨三
企業管理者	藤原	秀一	総務部長	阿部	太津夫
企画調整部長	伊藤	篤	市民福祉部長	真坂	誠一
農林水産部長	三浦	徳久	商工観光部長	渡部	進
建設部長	木内	正勝	総務部危機管理監	遠藤	正彦

岩城総合支所長	吉尾清春	東由利総合支所長	伊豆葵
鳥海総合支所長	高橋建	教育次長	佐藤一喜
消 防 長	佐々木 助 行	市民福祉部医師確保 対策監兼健康管理課長	太田 晃
総合政策課長	原田正雄	長寿支援課長	眞坂國利
農業振興課長	遠藤 晃		

議会事務局職員出席者

局 長	三浦清久	次 長	鎌田直人
書 記	佐々木紀孝	書 記	小松和美
書 記	佐々木健児	書 記	今野信幸

午前 9時29分 開 議

議長（鈴木和夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（鈴木和夫君） この際、お諮りいたします。このたび議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第3号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

議長（鈴木和夫君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

20番佐藤讓司君の発言を許します。20番佐藤讓司君。

【20番（佐藤讓司君）登壇】

20番（佐藤讓司君） おはようございます。

会派創風の佐藤讓司でございます。

きょうは議長の許可をもらいまして、こちらに鳥海りんどうを飾らせてもらいました。リンドウは、鳥海地域で畑作の一環として栽培しております。標高が大体150メートルぐらいで、花卉に良好な気象が生育に適しておると言われております。清涼な鳥海山麓の気候、立地条件が濃厚な花色や花卉をつくり、品質が高く評価されているものであります。この鳥海りんどうは鳥海山の麓、標高270メートル、鳥海地域で私の友人が丹精込めて栽培したものであります。

美しいものは人の心を開き、心を和やかにしてくれます。きょうの私の答弁でも超前向きな答弁を期待して質問に入らせていただきます。

なお、リンドウの花言葉は誠実と正義であります。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目 1、空き家対策について伺います。

全国で空き家問題が政策課題として取り上げられてきました。総務省の 5 年ごとの調査では、全国の空き家総数は 820 万棟で、住宅総数に占める割合が 13.5%、5 年前の調査より 63 万棟増加し、過去最多であることが明らかになりました。

県内の空き家総数は 1 万 5,584 棟に上り、人口減に伴う空き家の増加が予想される中、9 割の市町村が空き家条例を制定し、危険建物への対策に取り組み、また半数の市町村が使用できる空き家の有効活用を目指し、空き家バンクを開設し、居住希望者に情報の提供を呼びかけると報道されています。

当市の空き家棟数は、昨年 9 月の報告では 1,762 棟で、住宅が 1,192 棟、小屋が 320 棟、車庫等となっており、危険度の高い空き家 65 棟、危険度中の空き家 170 棟との調査報告を受けております。

空き家といっても、それが所有者によって適正に管理されていれば特に問題はありません。問題なのは、管理不全になってしまった場合です。空き家が放置されれば、防災、防犯、生活環境や景観の悪化など、さまざまな問題が生じてまいります。

当市においても、働く場を求めての人口の移動、少子化、高齢化が進み、人口の減少に伴う過疎化や、ことしから始まる農地中間管理機構による農地の集積、集約化が進めば、先祖伝来の土地に縛られることがなくなり、住環境の改善を求め、市の中心部や市外あるいは県外への移動が加速し、空き家の増加につながるものと思われます。加速していく空き家対策について市の考えを伺うものです。

(1) 空き家の最新調査と財産相続放棄等について伺います。

由利地域振興局に解体申請の届けがあったのは、平成 25 年度は個人申請 173 件、行政関係 17 件、平成 26 年度は 8 月 21 日現在、個人申請 64 件、行政関係 6 件のようであります。

平成 26 年度予算に対する会派提言時に、創風からは空き家台帳整備や調査員配置を提言し、市からは同一基準による調査を実施して台帳整備を行っており、今後も定期的に追跡調査を実施し、台帳の加除と適正管理の指導を行っていくとの回答をいただきました。

昨年 9 月末の当市の空き家件数は 1,762 棟との報告でしたが、その後の調査ではどのような動きになっているか、当市の最新の空き家件数を伺います。

それとは別に、財産相続放棄も増加の傾向にあり、当市の地域ごとの財産放棄手続済みの家屋の件数は幾らか。また、財産相続放棄の家屋管理、所有権や固定資産税の請求手続はどのようになっているか、市で管理している空き家はあるのか、あるとすればどのような理由で管理しているのか、除雪など管理にかかった経費はどのように処理しているか伺います。

次に、(2) 危険度の高い空き家の適正管理の指導について。

市では、危険度の高い空き家所有者に雪おろしや解体等の指導をしていると思うが、空き家所有者の反応はどのようであるか伺います。

県では、空き家解体手続について、建設リサイクル法に係る基本方針に基づき、建設工事の受注者による建築物の分別解体及び再資源化等の届け出義務づけを行っています。

市でも解体業者、つまり市の登録業者などの情報を公表し、市民が利用しやすいような手助けなど、空き家解体環境の整備を積極的に進めるべきではないか。また、家屋等

の解体が済んでも市に家屋滅失届の提出がなければ、固定資産税の課税は行われます。解体後の家屋滅失届提出の指導はどうなっているのか。由利本荘市住みよい環境づくり条例に基づく環境監視員を任命し、積極的な取り組みをするべきと考えるが、市の考えを伺います。

(3) 空き家解体等の経費の軽減について。

空き家を取り壊し更地にした場合に、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が上がることに、老朽化して危険になった状態でも放置され、空き家の解体が進まない要因があるように思われます。そもそも住宅用地特例の適用は、居住の用に供する住宅に適用することとされており、人が住めない老朽家屋を住宅として扱わず、固定資産税の特例を適用しないことや、指導勧告に従い、老朽化して危険になった家屋を解体した場合は、一定期間の固定資産税減額特例を維持する措置を設けて、解体の促進を進めるべきではないか。国や県の支援、他市の動向を見るだけでなく、できることから実践していく積極的な姿勢が必要と思われます。市の考えを伺います。

また、資金不足により解体できずにいる所有者を支援するため、秋田銀行、北都銀行では、空き家の解体を特別金利で支援する空き家解体ローンの取り扱いを始めました。10万円から200万円までを融資し、通常2.5%の金利を空き家住宅解体ローン利用では2.0%に、さらに銀行と市が空き家解体に関する覚書を提携すれば1.7%にするものであります。当市でも提携を結び、所有者の負担を軽減し、解体が進むように努めるべきではないか。

なお、融資金額の解体費用200万円の上限は、昔から解体費用一坪大工一人工と言われております。特殊住宅等を除き100坪程度の解体が可能であると思われます。大仙市で行政代執行した解体撤去費用は178万5,000円と伺っております。

(4) 空き家の有効利用について。

市では、空き家の売却または賃貸を希望する所有者から情報提供を受け、空き家バンクの登録制度を進めているが、空き家バンクの登録進捗状況はどのようになっているか。また、由利本荘市に定住する意思を持って住宅を取得し、転入した方に対して一律50万円を交付する定住促進奨励金の交付を行っているが、交付件数は幾らになっているか伺います。

次に、大項目2、高齢者支援について伺います。

新年度に入り、私に若草色の分厚い封筒が送付されてまいりました。開封してみると、65歳到達者各位殿の書き出しで始まる介護保険資格取得の案内でありました。私も前期高齢者の仲間入りをしたものと実感させられました。健康には気をつけて、介護保険のお世話にならぬようにとの思いを強くしたものでございます。

ちなみに、由利本荘市議会議員の平均年齢は64歳でございます。数年後には、クローバー型の高齢運転者マークを付けた車が駐車されている様子を想像して、合併から10年、月日の早さを感じました。全国市議会議長会の調査での市議会議員の平均年齢は、50歳から60歳未満が27.3%、60歳から70歳未満が43.9%、平均は58.7歳のようにございます。

それでは、本題に入ります。

さて、昨秋、鳥海、矢島地域を訪問しての高齢者との会話で、一番の困り事相談は、買い物や通院の足の確保など交通問題でありました。

この一般質問通告後、もう一度矢島地域を訪問してみました。なかなか住民と出会うことができませんでした。草むしりや畑仕事あるいは田んぼまで出向き、やっとお話を聞くことができました。この町内には子供が1人しかいなく、家族が学校に送り迎えしているとか、医者に行くときは、子供の通勤の車で送ってもらっているが時間が早くて大変だし、帰りはタクシーでお金がかかって医者賃より高い。また、学校があるので、子供がいる若い人はここにはもう住まずに下で暮らしており、用事があるときだけ上がってくる。また、冬は自宅前まで除雪車が来てくれて、本当にありがたい。できれば、夏の間も1週間に1度でいいから車を走らせてもらえないか。そんな話が返ってきました。特に冬期間は、シルバーカーやシニアカーの操作もままならず、タクシーの利用や家族の通勤時間帯に合わせて用事を済ませているようです。コミュニティバスの運行を強く希望されました。

昨年、鳥海地域では、要望に応じて他路線の空き時間や空き車を活用し、週2回、8月から新沢平線を運行し、7カ月で246人の利用があり、大変喜ばれました。現在運行している地域でも喜ばれてはいるが、運行時間や路線的に不満もあり、利用者視点からの意見を取り入れながら、路線変更や新設を願う要望が上がってきております。要望例では、中直根線では住宅の多いほうに路線を変更してほしい。また、新沢平線では、長畑、間木ノ平まで延長してほしいとか、矢島上原・金ヶ沢・田沢線、坂之下・新荘・立石線の新設もお願いされました。この件についても、会派要望で提言させていただき、運行頻度、運行経路など詳細な調査を検討し、地域の実態に適した効率的な公共交通を検討するとの回答はいただいております。

まだまだそのほか、他の地域でも多くの要望はあろうかと存じますが、今後の地域交通、コミュニティバスに対する市の考えを伺うものであります。

大項目3、街路灯の今後の整備計画と道路標識板について。

鳥海地域の行政協力員会議で、ここ5年くらい要望が多いのは街路灯の修繕・新設、町内案内板の修繕、貯水槽の修繕や有蓋貯水槽新設、消火栓の修繕、コミュニティバスの運行であります。特に多いのが街路灯の修繕・新設と、町内名などの道路案内標識板の修繕要望であります。合併前、旧鳥海町では街路灯設置は町で行い、各町内会が電気代、修繕費等を負担し、丁寧に管理していました。合併し、市に移管となり、管理が行き届かなくなり、球が切れていたり、支柱が傾いたり、灯具が壊れたり、雨水や虫が入ったりと故障が目立つようになり、修繕が追いつかない状態であります。また、小さい集落は維持管理も厳しく、最小限の街路灯設置で我慢していた経緯もあり、少子化、高齢化、過疎化が進み、薄暮時、夜間の外出にも不安を感じているようであります。交通安全等から新設の要望と思われまます。

また、道路標識板も各町内の入り口等に設置されておりましたが、台風や雪害、あるいは除雪作業時に壊れても修繕しないようになり、他方から来る人には大変な不便をおかけしております。地域の安全・安心のためにも、街路灯や道路標識板の今後の整備計画の考えを伺うものであります。

以上で私の質問を終わります。

【20番（佐藤譲司君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。

佐藤譲司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、空き家対策についての（1）空き家の最新調査と財産相続放棄等についてにお答えいたします。

8月1日現在、本市で把握しております居宅、倉庫及び車庫等、空き家の総数は、本荘地域が630棟、矢島地域102棟、岩城地域129棟、由利地域71棟、大内地域290棟、東由利地域162棟、西目地域141棟、鳥海地域208棟、合計1,733棟であります。

また、相続放棄されたり、相続人がいない家屋の件数は、本荘地域が4棟、矢島地域2棟、岩城地域9棟、由利地域5棟、西目地域7棟、東由利地域6棟、大内地域13棟、鳥海地域が1棟、合計94棟であります。相続放棄されたものは、手続を進めることにより、最終的には国庫に帰属することになります。それまでの間、固定資産税の納付書は税務課で保管しております。

最後に、空き家の管理についてであります。

市では、個人財産である空き家の管理は行っておりませんが、屋根の雪おろしに関しては、昨年度は矢島地域4棟、鳥海地域1棟の合わせて5棟で実施しております。これらは、所有者の所在が不明などの理由で対処できないと認められ、倒壊や損壊により隣家や隣接する道路、通行人等へ被害を及ぼすおそれがあると想定される場合に、空家等倒損壊防止作業執行基準に従い、雪害予防の見地から市費により執行しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）危険度の高い空き家の適正管理の指導についてにお答えいたします。

危険度の高い空き家につきましては、由利本荘市住みよい環境づくり条例に基づき、所有者に対し、口頭や文書での定期的な管理を指導しております。その際、すぐに対応していただける場合もありますが、所有者が市外に住んでいるケースなどでは、適正な管理を行うことが困難な場合も多くあります。特に解体を伴う場合は、その費用、相続や債権の問題で、実施に至るまでにはかなりの時間を要している現状であります。

また、解体業者の周知についてであります。空き家の所有者の方々からも業者を紹介していただきたいとの問い合わせがありますので、市の広報及びホームページ等により解体できる業種の情報を提供してまいります。

続いて、家屋滅失届の提出についてであります。固定資産税納税通知の裏面や市の広報等への掲載により周知を図っております。

最後に、環境監視員の任命についてであります。現在、本荘地域で6名、その他の地域で各2名、計20名の方々を任命し、主に不法投棄の監視業務を実施していただいております。その業務において、危険な空き家と思われる建物を発見した際には報告していただき、市は所有者に対して適正な管理をお願いしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（3）空き家解体等の経費の軽減についてにお答えいたします。

住宅用地に対する固定資産税の課税の特例は、住宅促進施策の観点から、住宅が建っている土地の固定資産税を軽減する制度であり、空き家の解体が進まない一因とも言われております。空き家がかつて住宅であった場合でも、長期間必要な維持管理がなされ

ず、今後使用の見込みがないと確認される場合は、住宅用地の特例の適用を見直すことを前提に判定したいと考えております。また、指導勧告に従い、家屋を解体した場合に、一定期間、住宅用地の特例を維持する措置は、税負担の公平性を考慮すると困難であると考えております。

次に、空き家に特化したローンについてであります。現在、秋田銀行と北都銀行で取り扱いを開始しております。このうち秋田銀行のローンにつきましては、市との覚書締結により、さらなる金利の引き下げが可能となるものであります。行政からの補助金の交付が前提となっております。本市における補助制度の検討においては、沿岸部と内陸部をともに有する地理的特徴を考慮し、補助要件の一つとなり得る空き家の危険度判定に当たり、豪雪地における落雪被害の評価を判定項目に加えるなど、地域間のバランスに配慮した制度について調査研究しているところであります。

また、現在、全国の自治体職員を対象にした空き家条例に関する研修に担当職員を派遣するなど、安全・安心な市民生活の確保のため、補助制度を含めた空き家問題の解決に向けて取り組んでおりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(4) 空き家の有効利用についてにお答えいたします。

4月1日から運用を開始しております由利本荘市空き家情報登録制度と由利本荘市定住促進奨励金制度につきましては、これまで市の広報紙や総合支所だより、ホームページでの募集や不動産業者に対する説明会を行ってまいりました。

今までのところ、空き家情報登録制度については、空き家の所有者の方々から登録に関する問い合わせが18件、一方、空き家を購入、賃借したいとする方々からの問い合わせが4件ありました。現在は、売却を希望する物件が1件登録となり、市のホームページで公開しております。また、定住促進奨励金制度については、これまで7件の問い合わせや相談がございましたが、申請はありません。

今後は、新たに開設した移住・定住応援サイトで情報発信を行うほか、利用が促進されるよう機会を捉え、周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、高齢者支援についてにお答えいたします。

市が運営しているコミュニティバスは、民間事業者が運行していた不採算路線が廃止の場合、その代替交通として運行することを基本としております。コミュニティバスの運行に対する要望については、私みずからふれあいトークや地域懇談会で市民の生の声に耳を傾けるとともに、地域ごとのコミュニティバス運営検討委員会や地域公共交通活性化再生協議会で御意見を伺いながら、運行経路の延伸や経路変更など対応できるものから順次取り組んできたところであります。

また、これまで廃止代替を中心にコミュニティバスの運行を行ってまいりましたが、平成27年度からの次期地域公共交通総合連携計画には、御質問の交通空白地域への公共交通サービスの提供についても盛り込むことで、現在作業を進めております。

いずれにいたしましても、コミュニティバスは高齢者のみならず、市民生活に欠かせない交通手段でありますので、今後も引き続き利用者の声を十分取り入れた公共交通サービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、街路灯の今後の整備計画と道路標識板についてにお答えいたします。

街路灯や道路標識板の整備は、必要不可欠な道路施設であることから、補修等を行い、

取り組んでいるところであります。

御質問の街路灯の整備計画については、平成25年度よりLED防犯灯設置事業を実施しており、引き続き全地域の早期完了に向け、実施してまいります。道路標識板については、今後、道路ストック事業で全地域の調査点検を行い、修繕計画を策定し、整備を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 20番佐藤譲司君、再質問ありませんか。

20番（佐藤譲司君） 再質問はありませんけれども、今回の質問はいずれも住民の生の声、生活に密着した要望でございますので、ぜひ予算化して、早期に実現できますようお願いして、私の質問を終わります。

議長（鈴木和夫君） 以上で、20番佐藤譲司君の一般質問を終了します。

この際、10時15分まで休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時15分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番佐々木隆一君の発言を許します。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） おはようございます。

日本共産党の佐々木隆一であります。

日本列島はこの夏、台風や豪雨に襲われ、広島市の土砂災害など各地が大きな被害を受けました。9月に入り、二百十日を過ぎ、本格的な台風シーズンを迎えます。災害による犠牲者を出さないために、国・自治体は今までの教訓に立って、国土と地域の危険箇所を総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれます。国民の命を優先し、自然災害を人災にしないため、政治の役割が改めて問われているのではないのでしょうか。

先月20日の広島市での土砂災害の際、安倍首相は早朝に別荘から、政府の総力を挙げて災害対策に全力で取り組むことを関係機関に指示しましたが、指示直後、御本人は富士河口湖町のゴルフ場で2時間ゴルフをしていたことがわかりました。その後、危機管理センターに行き、公務を終えた後、夕方また別荘に戻ったのです。

8月25日付、朝日新聞時事川柳には「『河口湖ゴルフ豪雨』と命名す」とあり、選者の評は、ゴルフを切り上げたって、やったらだめとありました。国民の命よりゴルフを優先する安倍首相の緩み切った姿勢があらわになりました。隣の山口県でも同じ対応をとったのだろうかという皮肉なメディアもあったのです。

質問です。

1、農業振興について。

（1）農業規制改革について。

農協解体論は農協系統組織の解体につながるのでは。

安倍内閣は、政府の規制会議が5月22日提出した農業改革に関する意見を強引に具体化しようとしています。その内容は、「非連続的な農業改革を断行する。」とあるように、農業協同組合や農業委員会制度の解体的な改革や、営利的企業の農地所有の解禁な

ど、家族経営とその組織を基本として進めてきたこれまでの農業政策を根本から覆すものであります。

農業協同組合では、中央会組織としてＪＡ全中（全国農業協同組合中央会）を廃止し、ＪＡ全農（全国農業協同組合連合会）は株式会社化する、単位農協の事業から信用、共済事業を取り上げ、委託窓口業務に限定するなどとしています。系統組織の解体であり、総合農協という日本の農協運動の大事な特徴を壊すものであります。

日本の総合農協は、農業の構造や集落など日本農業の現実、日本的な協同主義とかみ合ったすばらしい制度だと国際的にも評価されているところであります。

市は、ＪＡ秋田しんせいと農畜産物での提携、協力、助成のみならず、最近ではＪＡグループと本市、にかほ市で防災協定を結ぶなど、さまざまな分野で提携し、協力関係を発展させてきておるところであります。

農協は、地域社会を支える原点でもあり、農協解体論は農協系統組織の解体、ひいては地域の存亡に拍車をかけることとなります。農協解体論について市長の見解を求めます。

農業委員会改革について。

農業委員会の見直しで「意見」は、市町村農業委員会の公選制を廃止し、行政庁への意見、建議を業務から除外するなど、農地所有者、農家の参加を排除し、市町村長の任命による少数から成る委員会に改変するとしています。それは独立の行政委員会である農業委員会を市町村長の下請機関に変質させるものであります。

農業委員が60年余り地域に寄り添い、農地を守り、農業者の代表として市町村長に対して対等に発言し、活動してきた実績を評価しようとしめない暴論ではありませんか。

今回の農政改革の真の目的は、日本農業を成長産業にする、農家所得の倍増、農村地域を活性化させるものであったはずですが、それが本来の農業委員会制度を骨抜きにする答申となりました。農業委員会改革について市長の考え方を伺うものであります。

農業生産法人の見直しについて。

現在既に誰でも農地のリースが可能となっており、これをさらに進めて、誰でも農地を所有できるようにするというものになっています。農業生産法人の見直しでは、農業と農業関連の事業を主とするとしてきた事業要件をなくし、役員の過半が農業に従事するとしてきた要件を、1人以上が農作業に従事すればよいとしているのであります。これは営利企業による農地の利用や所有を大幅に認め、大企業などが農業生産法人として農地・農業に進出する条件を格段に広げるものとなっています。

全国的にも農業法人の設立が盛んです。本市には農業生産法人が幾つありますか。また、最近の経営概況や特徴的なことは何でしょうか。今回の法人の見直しについて市長の見解を求めるものであります。

（２）本年産米価の見通しと作況等について。

関東地方や西日本で早場米の収穫が始まっていますが、生産者米価が暴落し、コスト割れの低水準になっています。安倍内閣は、農業・農村の所得倍増と言うものの、現実はその真逆になっており、不安や批判の声が出ています。

稲作農家がきちんとした労賃を得て米づくりをするには、農水省の調査で1俵60キログラム1万6,000円必要であります。生産者米価の相場となる概算金の米価は、千葉県

のコシヒカリが今年 9,000円で前年から 3,000円下落、茨城県のおきたこまちが 7,800円で 2,200円下落、農水省の調査のコストの半値以下です。

全国の指標となる新潟県コシヒカリが 1 万 2,000円となりました。暴落の背景には、ＪＡ全農や米卸業者が 2013年産米の在庫を過剰に抱え、投げ売りする状況があり、安倍内閣は輸入米をふやす一方、ＴＰＰを前提に国の需給調整責任を放棄し、農家に自己責任を迫っています。

4 年後の 2018年産から国による米の生産調整を廃止することになっており、達成した農家への交付金も昨年まで 1 万 5,000円でありましたが、ことしから 7,500円と半減であります。米の消費減や豊作基調の中で過剰在庫が生まれやすくなっているのも事実であります。農民連などは、政府保有の古米を飼料用に回し、過剰な 2013年産米を備蓄用に買い上げることなどによる価格の安定を求めています。

早場米地帯の下落から推移して、ＪＡ秋田しんせい管内の主力であるひとめぼれも 1 万円を切るのではないかとの見方もあります。米価の推移を見ますと、昭和 48年、今から 41年前に前年の 8,954円から 1 万 301円と 1 万円台になり、昭和 59年の 2 万 3,048円がピークで、その後下がり続け、4 年前の平成 22年には、1 万 14円と 1 万円台をやっと維持してきています。ことしの低米価は昭和 59年の価格差で 43%、収量で対比すると 40%を切り、30%に近くなるでしょう。

本市の基幹産業である稲作が再生産できない米価になったら、中小規模の農家のみならず、市やＪＡが進めてきた集落営農や法人経営、認定農業者まで大変厳しい局面にさらされるであります。また、異常気象による集中豪雨、台風被害や日照不足、長雨などによる作況等も心配されるところであります。市はどのような状況の把握をされているのか答弁を求めます。

2、医療・介護法改定について。

(1) 利用料負担 1 割から 2 割になる人は。

私ごとで恐縮ですが、私の母は 7 年前、脳梗塞を発症し、介護保険には大変お世話になっているところであります。

国民の安心の仕組みを根本から揺るがす医療・介護法が成立しました。患者、高齢者、医療・介護従事者の怒り、地方自治体からのいろいろな意見を無視して成立を押し切った安倍政権と与党に一片の道理もありません。

来年 8 月から一定以上の所得がある人の利用料負担は、現在の 1 割から 2 割負担となり、介護保険制度創設以来、初めての 2 割負担の導入であります。2 割負担の所得水準は政令で定めませんが、厚労省は合計所得金額 160万円、年金収入のみの場合は 280万円以上を 2 割、負担割合は世帯ではなく、個人ごとの所得で決まる。また、夫婦で年金収入が違う場合、夫が 2 割負担、妻が 1 割負担になるなど大変複雑になっています。個人の年金収入 280万円の場合、利用料負担が 1 割から 2 割へと引き上げされますが、高齢者 5 人に 1 人が対象となるようであり、利用料の 2 倍化は高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねません。

本市では、サービス利用されている人は何人ですか。そのうち 2 割負担、2 倍になる人は何人でしょうか。

(2) 要支援者向けサービスの市町村への移行で市の対応は。

要支援者向け訪問・通所介護、いわゆるデイサービスを保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえることは、受給権の剥奪になるのではないのでしょうか。新たに要支援と認定された人には、ボランティアのサービスしか提供されなくなるおそれがあります。このままでは利用者の負担増になり、介護サービスを量、質ともに低下させることにつながるのではないかと危惧されます。要支援者向けサービスの自治体などへの移行で、市の対応は万全かどうかお聞きします。

(3) 特養ホームへの介護3以上の入所制限について。

特養ホームへの入所は、来年4月以降、原則要介護3以上の方に限られます。全国的には、52万人の特養待機者のうち17万8,000人、これは34%になっています。要介護1、2の皆さんは、今でも入所待ちしても後回しにされていますが、今後は行列に並ぶことすらできなくなります。多数の方々の入所の権利を奪いながら、それにかわる国の施設計画は示されていません。介護難民化、老人漂流社会は一層深刻にならざるを得ないのではないのでしょうか。

現在、特養ホームの待機者は何人ですか。そのうち要介護1、2の人は何人でしょうか。入所制限されると、入所中の介護1、2の人たちはどうなるのでしょうか。

(4) 補足給付(軽減措置)の打ち切りによる影響は。

現在、収入の少ない人が介護施設に入所した場合、食費、居住費の負担を低く抑える仕組み、いわゆる補足給付があり、103万人が利用しています。ところが、預貯金が一定額を超える場合や、世帯分離をしている配偶者が課税となっている場合は、補足給付を打ち切り、月2万円から7万円の負担増を求め、あるいは月6万円の国民年金しか収入がない人が月12万円もの施設利用料を請求されるなどの事態が起こっています。補足給付は2005年、それまで保険給付だった施設の食費、居住費を全額自己負担にしたとき、低所得者を施設から排除しないためにつくられたのですが、これでは約束違反だと怒りが広がっています。

給付を受けている人たちは何人でしょうか。また、その人たちの処遇はどうなりますか。

(5) 患者の早期退院の加速と病院、診療所経営は。

病気になって入院しても早期退院を迫られる、社会問題になっている患者追い出しに拍車をかけるのが入院ベッド、病床の大幅削減です。都道府県に各病院の病床再編計画をつくらせ、都道府県主導でベッド削減を推し進める仕組みまで盛り込みました。上からの強権的な医療計画の押しつけで、市民の医療を受ける権利が侵害されるおそれがあります。患者を早く退院させて在宅復帰させないと、今年度の診療報酬改定で収入が減ってしまうため、患者の早期退院が加速されるでしょう。法制度と診療報酬の両面から患者追い出しを進める計画であります。

しかし、厚労省の調べでも入院日数が短くなると、逆に治癒割合は下がっているのが実態です。本市でもいろいろな問題が噴出してくるでしょう。とりわけ高齢の入院患者が多い鳥海地域の診療所、あるいは市内の病院などの経営に影響が出るのは必至でしょう。市長はどのように対処されるのか答弁を求めるものであります。

社会保障のためといって消費税増税したのに社会保障の拡充には回さず、社会保障の拡充を求めると財源不足を口実に拒否し、法人税減税に走り出し、その財源は社会保障

の削減で賄う、これほど身勝手に無責任な政治は許されません。国民の厳しい審判が下されることは間違いなく、こんな政治に未来はないでしょう。憲法第25条に基づき、国が社会保障の向上、増進に責任を持ち、国民の生存権を保障する政治への転換がいよいよ急がれると思います。

3、県後期高齢者医療広域連合職員の自殺問題について。

この6月、横手市から派遣された県後期高齢者医療広域連合職員のパワハラが原因と見られる自殺が起きました。広域連合の人員費は市町村負担であり、長谷部市長も同議員の一人であります。横手市職員は、上司から2カ月余りパワハラを受けたという内容の遺書を残しており、共産党県委員会は限りなくパワハラに近いと見ています。広域連合長が秋田市長、事務局長、総務課長も秋田市からと、秋田市中心の人事でチェック機能が働かないのだろうと指摘する人もおります。

どんな職場でも労働者の心身が健康に保たれるように心がけることが管理する側に求められているのではないのでしょうか。今回の事態は、職場における労働者の権利の問題です。この件について、本市から広域連合に派遣されている職員は何人ですか。派遣職員に事情聴取などがあったのでしょうか。

広域連合の内部を知る人は、誰が犠牲になってもおかしくないと言う人もおります。再発防止について広域連合長に厳しく申し入れをするべきと考えるものですが、市長の答弁を求めるものであります。

以上であります。

【5番（佐々木隆一君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、農業振興についての（1）農業規制改革について、農協解体論は農協系統組織の解体につながるのではについてお答えいたします。

政府の規制改革会議、産業競争力会議における検討を踏まえ、6月に改定された農林水産業・地域の活力創造プランでは、今後5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう強く要請することとしております。

農協は、農業者が自主的に設立した民間組織であり、農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的としており、相互扶助の精神に基づき、地域農業の振興はもとより、採算性の低い山村地域などでの信用事業や病院、ガソリンスタンドの運営などにより、住民生活を支えながらコミュニティづくりにも貢献しております。

また、JAグループは、中央会制度の新たな制度への移行などを盛り込んだ、いわゆる農協解体論を踏まえ、営農・経済革新プランを策定し、自律的な改革に取り組んでいるところであります。

本市といたしましては、農協解体論は組織の根幹にかかわる重要な問題と認識しておりますので、JAグループの取り組みを最大限尊重してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会改革についてにお答えいたします。

政府の規制改革会議は、農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して農業委員会の実

務的機能の強化を図るとし、選挙制度の廃止、農地権利移動の届け出制への移行、都道府県農業会議及び全国農業会議所の廃止などについて提言しております。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地の権利移動などに関する許可事務を初め、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地集積の促進、新規就農者への支援、農業施策に対する建議の実施など、農業者の公的代表機関として日々活動しているものと認識しております。

市といたしましては、農業委員会の農業活動が本市の農業政策には不可欠であり、農業委員会制度の性急な改革は、現場を混乱させる結果につながるものと危惧しているところであります。

今後も国・県に対して農業委員会制度の維持継続を働きかけてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、農業生産法人の見直しについてにお答えいたします。

現在、本市においては、37社の農業生産法人が主に稲作や畜産を運営しております。平成2年以降設立された法人の特徴としては、1社のうち7社が集落営農組合から集落型農業法人として設立されていることとあります。また、1社の経営内容は、稲作主体が6社、畜産が2社、農作業受託が2社、畑作が1社となっております。

平成2年に農地法が抜本改正され、企業やNPO法人などの一般法人であっても全国の農地を賃借できるようになり、また個人農家が規模拡大のための農地取得を行うことや、法人が農地を所有し、農業に参入することが可能となっております。

このため、市といたしましては、地域内の農地は貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図るためには、地域内の法人と地域内の農家などで賃貸借や作業受委託を行うことが農地活用の最もよい方策であると考えております。

今後も集落の農業経営の維持に貢献している集落型農業法人に対し、支援してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、(2) 本年産米価の見通しと作況等についてにお答えいたします。

26年産米につきましては、平年作でも供給が需要を大幅に上回ることが見込まれ、これまで以上に厳しい販売環境になることが懸念されております。

価格につきましては、26年産早期米の宮崎産コシヒカリの概算金は、60キログラム当たり出回り1万2,200円から、8月5日以降が1万円となり、前年産と比較しても1,600円から2,000円下回っております。米相場には作付面積と天候、作柄や国の政策、消費、在庫量などが複合的に影響しますので、今後の動向について注視してまいりたいと存じます。

また、ことしの水稻の作況についてであります。先般、農林水産省は8月15日現在の作柄概況を発表し、秋田県は田植え期以降、おおむね好天に恵まれたため、稲の生育が順調に進み、作柄は「やや良」と見込まれております。

本市では、8月21日の大雨により、大内地域、本荘地域を中心に約618ヘクタールの水田で浸冠水しており、作柄への影響が心配されますが、このまま天候が順調に推移すれば、平年並みの収穫量を確保できるものと予想しております。

次に、2、医療・介護法改定についての(1) 利用料負担1割から2割になる人についてはお答えいたします。

本市の介護保険サービスの利用者は、平成 25年度実績で 4,330人であります。そのうち利用料負担が 2 割となる年金収入 280万円以上や、合計所得 160万円以上の利用者につきましては、保険者である広域市町村圏組合において、現状のシステムでは利用者の把握が困難でありましたので、御了承くださるようお願いいたします。

なお、にかほ市も含めた広域市町村圏組合全体の 65歳以上の第 1号被保険者数は、本年 4月 1日現在で 3万 3,833人であります。このうち所得が 160万円以上の被保険者数は約 9.3%、3,147人であります。

次に、(2) 要支援者向けサービスの市町村への移行で市の対応はについてお答えいたします。

要支援者に対する介護予防給付の訪問介護と通所介護は、経過措置を経て平成 29年度末までに地域支援事業に完全移行することになっており、既存の介護事業所によるこれまでのサービスに加えて、NPO、民間企業、住民ボランティア等による生活支援サービスなど多様なサービスが提供され、利用者がサービスを選択できることとしております。このことから、地域支援事業への移行により質を低下させることなく、柔軟かつ効率的なサービスを提供できるよう地域支援体制の基盤整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(3) 特養ホームへの介護 3 以上の入所制限についてにお答えいたします。

本市の特別養護老人ホーム待機者数は、平成 26年 4月 1日現在で 286名であります。そのうち要介護 1、2の方は合計で 72名であります。この要介護 1、2の方の特養への入所につきましては、既に入所されている方を除き新規入所が制限されることとなります。ただし、要介護 1、2であっても認知症高齢者で常時の見守り、介護が必要な方など、やむを得ない事情により特養以外での生活が困難であると判断された場合は、特例的に入所が認められることとなっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、(4) 補足給付(軽減措置) の打ち切りによる影響はについてお答えいたします。

本市において補足給付の対象者は、平成 26年 6月の給付実績で 1,222名であります。このうち預貯金が単身で 1,000万円以上、夫婦で 2,000万円以上を有する場合は、平成 27年 8月 1日から補足給付の対象外となります。いわゆるホテルコストと呼ばれる食費と居住費が全額自己負担となりますが、預貯金が基準額を下回った場合は、申し出により、再度、補足給付を受給できますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(5) 患者の早期退院の加速と病院・診療所経営はについてお答えいたします。

この法律に盛り込まれた医療法の改正では、これまでの一般、療養の病床区分を高度急性期から慢性期まで 4 段階の機能別に区分し、その区分ごとの必要病床数を県が策定する地域医療構想に定めることが規定されており、最終的には地域の実情に合わせた機能別病床数を調整しようとするものであります。

病床機能ごとに平均在院期間が設けられますが、一方では在宅復帰困難な患者の受け入れや、在宅復帰などを目的とした地域包括ケア病床など、地域に密着した病床の新設についても定められており、病床機能を連携して治療できれば、一概に早期退院の加速となるものではないと考えております。

今回の医療法改正に伴い、市内医療関係者からは、今後、県が策定する地域医療構想の中で、最終的にどのような病床区分と病床数が示されるのか注目しているとの声があります。

入院病床を有する病院や診療所経営への影響をはかるには、地域医療構想の策定を待たなければなりません。今後機能の異なる病床や病院間の連携、病院と在宅を支える診療所の機能分担と連携強化、そして全体を支える地域包括ケアシステムの役割がますます重要と考えており、その充実に努めてまいります。

次に、3、県後期高齢者医療広域連合職員の自殺問題についてにお答えいたします。

去る8月29日に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会の全員協議会に出席し、本件に関する調査結果について報告を受けてまいりました。原因究明の調査は、事務局長及び事務局次長が全職員から聞き取りをし、最大限詳細に事実関係を掌握するよう努めた結果、当時の上司の指示は業務の適正な範囲で行われたものであり、パワーハラスメントに該当する行為には当たらないと結論づけております。調査は、職員が自由に意見を述べるができるよう配慮するとともに、弁護士から指導、助言を得て実施したものであります。

本市からは1名派遣しておりますが、この職員も事情聴取に応じております。派遣している職員とは、これまでも電話などで連絡をとり合っており、今後も継続して仕事や健康状態の確認などを行ってまいります。また、先日、私も本人と会って激励をしてきたところであります。

なお、広域連合では、このたびの問題を重く受けとめ、再発防止に向けた職場環境の改善に努めるとしておりますので、申し入れにつきましては、特に考えておりません。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質問ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 答弁漏れでないかどうかの確認をいたします。

1の（1）の、農業生産法人の見直しについての質問で、経営概況が大変厳しくなっていると思いますので、最近の法人の経営概況について要旨表に記載して通告していましたが、この点についてお答えがなかったような気がしておりますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせますので、よろしく申し上げます。

議長（鈴木和夫君） 三浦農林水産部長。

農林水産部長（三浦徳久君） 佐々木隆一議員の確認にお答えいたします。

確認の内容は、経営概況ということでございました。

経営概況については、個々の法人の問題がありますので、ここで詳しく述べるというわけにはいきませんでしたので、我々としては佐々木隆一議員の質問に対してどういう経営をやっているかということをお答えさせてもらっております。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。

5番（佐々木隆一君） いろいろ農業振興について答弁をいただきました。1の（1）の農業委員会改革について、いろいろな機会を見つけて政府機関等に働きかけをして

いくということでありました。ほかにも、関連してくるわけでありますが、地方六団体含めたいろいろな形で声を出して、現場の意見を述べていただきたいと思います。この件に関しては、お答えは要りません。

(2) 本年産米価の見通しと作況等についてであります。

これは、基幹の米がこういう米価ではあの大潟村でさえ約500戸の農家が、400戸から300戸になるのではないかというような見方であります。大潟村は1農家当たり約15ヘクタールを経営しているのでありますが、このことは6月議会の論戦であったそうであります。15ヘクタールで所得が約100万円、ますます厳しくなるだろうことが予測されます。

本市の基幹産業でありますから、これについてもぜひ農協等といろいろな連携をおとりになって、いろいろな機関にお話を述べていただきたいと思います。答弁願います。

議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。

市長(長谷部誠君) 農協と連携をとってまいりたいと思います。

議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君。

5番(佐々木隆一君) 次、2の医療・介護法改定について、(1)利用料負担1割から2割になる人ということでは質問しましたが、これは来年からもう既にやるわけですから、もう少し具体的に数字をお出しになっていただきたいと思います。いかがでしょうか。答弁願います。

議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。

市長(長谷部誠君) 担当部長から答えさせます。

議長(鈴木和夫君) 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長(真坂誠一君) ただいまの佐々木隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

市長も答弁の中でお答えしておりますけれども、このシステムにつきましては、保険者であります広域市町村圏組合において人数を把握するということになっておりますので、この件につきまして、我々のほうでも今広域のほうに、この実数を把握できるような形をお願いしている状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君。

5番(佐々木隆一君) 2の(3)について要支援1、2の方の市町村の移行についてであります。中央社会保障推進協議会の調べでは、この調査では自治体の約3割が不可能というような答えになっております。いずれにしろ、自治体単独では大変厳しい、困難、財政的・人力的な理由からNPO・ボランティア等の受け皿を確保できないといった理由を挙げているようであります。いろいろ複雑化してまいりますので、ぜひとも、市民目線をお願いしたいと思います。

続いて、次の3、県後期高齢者医療広域連合職員の自殺問題について再質問をします。

市長はただいまの答弁で これは新聞報道もされているところですが、全員の聞き取りをしたところ、パワハラはなかったということではあります。これは横手市の市長も自分のところの職員でありますから、当然でありましようが 内部調査で結論づけるのは、やはり早急過ぎるのではないか、無理があるのではないかという感じがしてなりません。新聞報道にもありますが、第三者機関の設置による調査が必要なのではな

いかと思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） この問題については、先般、広域連合議会の全員協議会で、私も議員として出席してまいりまして、その場で調査結果の報告をいただきました。弁護士から指導、助言をいただいて、18人の職員全員を調査し、その結果、パワハラに当たる行為はなかったという説明、報告でございました。いずれにしましても、横手市の今後の動向、あるいは広域連合の事務局がどういった対応をとるかということに注視してまいりたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。

5番（佐々木隆一君） 皆さん非常に優秀な方ではありますが、恐らく広域連合などに出向させるということになれば、特に優秀な方を出向させることになるでしょう。そういう中でこのような事件があったのは、大変残念でなりません。質問でも述べましたが、再発防止について、今後このようなことのないように広域連合議会で、私どもの意見を述べていただきたいことをお伝えして、再質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木和夫君） 以上で、5番佐々木隆一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩します。

午前11時03分 休 憩

午後0時58分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番高橋和子さん及び18番佐藤勇君より早退の申し出があります。

一般質問を続行いたします。

なお、再質問の際は項目番号、項目名を明確に告げてからこれを発言してください。

16番高橋信雄君の発言を許します。16番高橋信雄君。

【16番（高橋信雄君）登壇】

16番（高橋信雄君） 高志会の高橋信雄です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

地球温暖化の影響なのか、至るところで統計上観測以来の豪雨などにより災害が発生しております。一部では30年に一度の雨量との報道もあり、これからは決して珍しくないとのこと。台風も勢力の衰えない大型のものが二百十日よりもはるかに早く襲来し、被害をもたらしております。最近だけでも、奄美、高知、長崎、京都、広島、利尻など北から南まで甚大な被害が出ました。本市においても、8月、芋川流域を中心に被害が発生しております。特に広島市の土砂災害においては、多くの人命が失われ、自然災害の恐怖を改めて知ることとなりました。お亡くなりになられた方々に心よりお悔みを申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

質問も7人目ですので、重複する質問もありますが、通告しておりますので、大項目4点について答弁をお願いいたします。

最初に、大項目1農業問題について質問いたします。

1点目は、（1）耕作放棄地についてお伺いいたします。

近年、耕作放棄地が増加しています。農地としては、滋賀県と同等の38万6,000ヘク

タールとも言われ、就農者の高齢化、後継者問題、大規模化、省略化などから条件不利地を中心にふえており、全国的な課題となっております。本市における耕作放棄地の現状と対策をお尋ねいたします。

合併当初、水田において制度の関係もあり、転作として確認されたことなどから不作付地として分類し、耕作放棄地という表現は使っていないようですが、その推移はどうなっているのか、またいわゆる山間地の条件悪地ではなく、基盤整備を行ったような平場の耕作放棄地はどのくらいあるのか、稲や作物を作付しない不作付地はどのくらいあるのか、耕作放棄地と判断される条件はどのように定めているのか、由利本荘市地域耕作放棄地対策協議会についてどのような対応、対策、協議を行っているのか、活動の実態とその役割、効果はどのようなものかお伺いいたします。

次に、(2) 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払に関して伺います。

新たな制度が示され、米の直接支払交付金が削減、平成30年に廃止となります。関連して直接支払の多面的機能支払が拡充されているようですが、それについて質問いたします。

構造変化に対応した保全管理及び、体制の拡充・強化とあるようですが、どのようなことを意味しているのでしょうか。また、資源向上支払の長寿命化の具体例と要件をお聞きいたします。

多面的機能支払及び中山間地域等直接支払を受けられない水田についてお伺いします。

面積要件や協定を結ばないなど、直接支払制度に漏れている面積はそれぞれどれくらいですか。そのうち耕作放棄地はどれだけでしょうか。

地形は中山間地なのに、扱いは平地、地形に合わせた直接支払制度の中に組み込む方法はないのか。中山間地で面積要件など直接支払を受けられない管理された田については、何らかの対応があるべきかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、(3) 大規模以外の農家対策について。今回、大規模以外の農家対策として農業の振興、担い手対策とあわせ、過疎化、人口減少問題や集落機能の維持、福祉や医療という観点からも捉えてお聞きいたします。

これまでの農業振興や担い手対策は、どちらかといえば大規模化、法人化などや米に偏重しない複合経営、6次産業などの面で施策が用意されて進められてきました。私は、この地域に最も適している複合経営は兼業だと考えていますし、発言もそうしてきました。もちろん、一戸の農家としてではなく、地域の農業として捉え、農業の振興、担い手対策、過疎化、人口減少問題、集落機能の維持という面からです。大規模化や法人化を否定するものではありません。しかし、現在の方向は大規模化や法人化への支援のみで、兼業農家に対するものは皆無でしょう。地域や集落に多くの農家がいてくれるという状況は、大規模化をする上でも優位に進むものと考えています。一定の農家数、理解者を確保することは、さまざまな農村環境の維持を考える上でも、人口減少を緩やかにする上でも、規模拡大、6次産業化、法人化などとは異なる施策が必要と考えています。いかがでしょうか。

農村地域において農家の減少は、行事や祭りなどの文化の継続も難しくし、農地や地域全体の多面的機能の維持も困難になり、中長期的には地域への帰属意識を低下させ、世代が進むことで地域を離れていく傾向が強くなると考えています。以前、少子化で学

校統合が進むと、過疎がより進行するという論文を知りました。統合によりスクールバスなどでの通学になり、地域の方々との挨拶などの機会が激減し、子供たちのふるさとへの理解や愛着、帰属意識などが少なくなるというものでした。農業においても、同様の共生、共存、共助、ふるさとへの帰属などの意識の醸成に大きな不安を感じています。

農業を継続することは大変ですが、作業受委託や小作料は地域内を循環する地産地消の経済活動でもあります。介護や福祉においても、地域力を高める可能性がより高いと考えます。また、健康でいる間、農作業を頑張れるというのは、それこそすばらしいことではないでしょうか。そのためにも雇用の場を確保しつつ、できる範囲で頑張る農家を支援できる施策や環境づくりは、スローフード、スローライフとして発信できる有望な施策になると考えています。現状の農業改革、農業振興、産業競争力の方向とは大きく異なるものの、一定の農家数の確保のために面積要件を外すとか、規模拡大要件を加えず、支援を検討できないものか伺います。

(4) 良質米の生産についてお聞きします。

昨年も質問いたしました。25年産米、全国38品種、地域の特A米に由利本荘市が含まれる秋田中央産の米は入っておらず、作付およそ7割を占める主力品種のひとつめぼれはAランクにもなれずに低迷しています。長期低迷から抜け出せず、競争力の衰えが心配です。戦略的な問題か、品種的な限界か、地域的なものか、分析は進んでいるのか、県の対応の変化は見られるのか、改めて戦略と市の対応を伺います。

大項目の2番目として、国療跡地利活用事業について質問いたします。

(1) 事業費の伸びをどう考えるか伺います。

平成25年9月定例会において時の特別委員会の中間報告がなされ、9項目の要望事項も付されて議会において了承されました。そこには、1、総事業費75億円の上限を遵守されたい、加えて社会状況により工事費が大幅に増加した場合の対策も考慮した設計に取り組みたいとあります。議会において異議がありませんでしたので、議会の総意となっています。大変重いものだと考えています。

8月19日の特別委員会協議会において示された事業費は、それまで示されていた事業費から19億9,000万円余り増加した86億9,000万円でした。このような経緯を踏まえてもなおかつ、87億円近い数字を提示され、御苦労さまです、仕方ありませんねとはいかないのではないかと考えています。まして、来年度からは合併特例加算が削減され、5年間で50億円とも言われる財源削減への対応も見えていない中、1事業で計画途中で1年後には事業費が20億円増加しましたとなれば、市民に納得していただける十分な説明が必要ではないかと考えています。

社会状況により工事費が大幅に増加した場合の対策も考慮した設計に、とあるわけで、人件費、資材費の上昇というだけでなく、この部分はできるだけ削減して、これは取りやめてなどという努力を示すべきです。協議会の中で、フル装備でないと中途半端との市民の声もありとのニュアンスの説明がありましたが、私は一つ一つのパーツはどれもが過ぎたほどの施設整備であり、中途半端なものは何ひとつないと思うのですが、この点についても考えを伺います。

また、これまで市長は市民とのさまざまな交流を行い、我々も同席する機会も多いわけですが、国療跡地の整備利活用に関して、事業費が青天井にならないように上限を設

けたいと話したことがあるのを覚えておられますか。

次に、(2)ソフト対応を急ぐべきだという点について伺います。

急ぐ必要があると思われる、防災公園内の、特にスポーツ施設のソフト対応について伺います。

このように大規模で県内でも有数の施設建設の場合、箱物を決めてから利活用の検討ではなく、スポーツ立市、競技の振興強化、他施設との連携計画、県や他自治体、競技団体との連携協力などの協議や準備を経ながら、あるいは同時進行的に適正規模、インシャルコスト、ランニングコスト、運営形態の検討が進められることで、ニーズに応じた施設計画や大会の開催などが見えてくるとは思われますが、スケールが決まった後では、できるだけ開催するなどの希望だけで、まだ何ひとつ決まっていないのが現状です。

関係者も検討委員会におられた中、プロバスケットが本当に1試合開催されるのか、高校バレーの全国規模の大会はあるのか、全県大会を30日開催という試算をしています。どのような根拠なのか、開催の確約などはあったのか。日本バスケットボール協会のbjリーグとの統一問題が不透明な中、メインアリーナの利用に不安を感じているのは私だけではありません。建設が進む中トップリーグに入れたい、何試合あるかわからないなどとならぬよう建設費用に見合った準備を急ぐべきではないかと考えています。

今後、主催の全県規模以上の大会や、2020年東京オリンピックに向けた各種競技合宿地としての活動、大学などの合宿、スポーツ立市などとリンクした市民の利用を最大限引き出さないと大きな飾り物になりかねません。競技団体へのアクションは早いほうがよく、今後の進め方、具体策、利活用の考え方について伺います。

次に、(3)運営費について伺います。

事業費と同様に中間報告には、2、公共資産としての将来経費も試算して長期的な財政負担も考慮されたいと附帯されています。事業費、ソフトとあわせ、ランニングコストも大事な検討事項ではありますが、依然として示されていません。特に運営費は十分な検証が必要で、試算に使われている数字についても、その根拠と正確性について改めて確認するものです。また、具体的な利活用がわからない中、計算にも疑問は残っていますが、メインアリーナの運営費は夏冬で1日幾らになるのか、年間の人件費はおよそどれくらいなのか、防災のための費用はどれくらいかかるのか伺います。

ランニングコストが示されないながらも、維持管理に伴う経済波及効果が示されています。計算式があって用いたと思っていますが、それに無理はなかったのか、同様に用いることで維持管理の費用は出せるものなのか、運営費に上限あるいは目安を設定する考えはないのか伺います。

大項目の3、災害危険箇所と避難所について。

避難指示の判断と災害危険箇所にある避難所のあり方について伺います。

これまで経験のない豪雨などにより全国で災害が多発しています。多くの生命、財産が自然災害にのみ込まれ、悲しい情報を知るたびに、私たちの地域の安全についても改めて考えさせられます。各地域に自主防災組織を立ち上げ、第一義的にはみずからの安全をみずからの地域で考え、計画することが、防災に対する意識と避難への対応を周知する上でも大変意味のあることだと考えています。

しかしながら、現実には大雨洪水警報や土砂災害警戒情報などが発表されても、直ち

に避難を始めるといふ行動にはなかなか移すことができません。どうしても過去の経験や、ここまでは大丈夫などという思いから、避難までには至らないのではないのでしょうか。現実には差し迫った目に見える情報、状態が確認されて初めて行動をとということが多いのではないかと考えています。まさにどの時点で、どういう情報で避難するという意識、特に早目の行動を意識することが大切なのだと心に刻みたいものです。

そこで、避難指示に至る過程と降雨量などの扱い、土砂災害警戒情報の扱いはどのようになっているのでしょうか。昨年10月、台風26号により災害を受けた伊豆大島では、その後の土砂災害警戒情報の発表基準となる雨量について、通常の基準よりも少ない雨量で発表するよう、暫定的な運用を同月18日より行っているそうです。土砂災害警戒情報の発表が避難指示につながるということでした。

今回の広島における大規模土砂災害においては、1時間に80ミリ、101ミリと連続して豪雨が続き、土砂災害警戒情報の発表から避難指示に至る対応が結果的におくれてしまったとの検証が報道されています。土砂災害危険箇所、土砂災害警戒箇所も何度となく取り上げられ、土砂災害警戒箇所指定への時間的、予算的、住民同意の困難さが報道されていました。本市において、それぞれどのようになっていますか。警戒箇所指定のための調査、手続に入っている危険箇所はありますか。

また、土砂災害危険箇所や地すべり危険箇所内の避難所のあり方、災害時の対応などについてどのようにお考えですか。危険箇所内の避難所について町内会長さんや住民からどんなものだろうかと疑問もいただきました。

最後の第4、次期総合計画における先送り事業について伺います。

総合発展計画において公債費比率の関係で見直しが行われ、先送りされた事業は、今年度までにどれだけになるのか、事業費ベースとあわせて伺います。

また、次期総合計画においてどのような扱いになるのか、削除されるものはあるのか、まちづくり協議会や地域との協議は行われているのか、優先順位の精査などの作業は行っているのか。

市民アンケートは、多くの示唆を含んだものと思われ、総合計画策定の参考になるものと期待しています。ただ、統計学上の解析手法があるにしても、あくまでも活用する側の見方次第で利用しやすいほうに捉えがちになる傾向もあり、注意したいものです。この中には、先送りされた事業などについての項目がなかったと思っています。何らかの形で市民や地域の声を集約することが必要ではないでしょうか。

これで私の質問を終わります。

【16番（高橋信雄君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 高橋信雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、農業問題についての（1）耕作放棄地についてにお答えいたします。

最初に、不作付地の推移についてであります。作物を作付していない自己保全管理の面積は、平成22年が1,085ヘクタール、23年が1,132ヘクタール、24年が1,166ヘクタール、25年が1,000ヘクタールとなっております。

平場の不作付地の面積は、正確には把握できませんが、ことしの転作確認の結果、急

傾斜地水田の割合が多い特定農山村地域以外の地域の自己保全管理面積は、本荘地域 57ヘクタール、由利地域 68ヘクタール、西目地域 28ヘクタールの計 153ヘクタールであり、市全体の自己保全管理面積は 978ヘクタールとなっております。

次に、耕作放棄地と判断される条件についてであります。農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されております。

また、市地域耕作放棄地対策協議会では農地利用状況調査を実施し、実態把握に努めるとともに、これまで耕作放棄地再生利用緊急対策事業などにより約 16ヘクタールの耕作放棄地を再生しております。

昨年度からは、市単独事業として不作付地解消支援事業を実施しており、今後とも事業の周知を図り、不作付地の解消に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、(2) 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払に関してにお答えいたします。

御質問の多面的機能支払での構造変化に対応した保全管理及び体制の拡充・強化とは、過疎化、高齢化により農用地、水路など地域資源の保全管理低下が深刻な農村の構造変化に対し、担い手に集中する農地維持活動を地域農家が共同で取り組む体制づくりによって、農地保全と担い手の規模拡大や農地集積を後押しするものであります。

この多面的機能支払のメニューの一つに資源向上支払の長寿命化があり、地域共同での農地維持活動が実施要件となり、水路の更新や農道の舗装など老朽施設の補修、更新を行っております。

次に、協定外農用地についてお答えいたします。

由利本荘市の農用地は約 1 万 3,000ヘクタールで、そのうち中山間地域等直接支払の協定農用地は約 5,000ヘクタール、対象外は約 8,000ヘクタール、多面的機能支払の協定農用地は約 6,000ヘクタール、対象外は約 7,000ヘクタールとなっており、2つの協定内には耕作放棄地はありません。

中山間地域の平地を中山間地域等直接支払に取り組む場合、面積要件などを満たさなければ困難であります。ただし、中山間地域等直接支払を受けられない農地でも活動組織の計画に盛り込むことにより、多面的機能支払での支援が可能な場合もあります。

市といたしましては、新たな多面的機能支払制度を最大限に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、(3) 大規模以外の農家対策についてにお答えいたします。

農業支援策の中には、大規模化や法人化を対象とする事業以外に、小規模な兼業農家が活用できる事業もあります。市においては、土づくり実証米に対する補助、圃場の区画拡大と暗渠排水の工事に対する補助、中山間地域においては中山間地域等直接支払制度、平場においては多面的機能支払制度など、農家の規模拡大要件や面積要件を必要としない事業があります。さらに、6次産業化を推進するための農産物加工設備の整備に対する支援や、若手農業者に対するアグリビジネス研修支援事業を行っております。

また、6月定例会において、市独自の政策として承認いただきました中山間地域資源活用事業は、集落や直売所の販売力向上による農家支援策であり、販路拡大の支援による所得の向上を目的としております。この事業により千葉県柏市の高級スーパーから、

少量でも価値のあるものであれば適正利潤価格での販売も可能とする旨回答を得ており、このシステムを今後拡大していきたいと考えております。

市といたしましては、一定農家数を確保するため、経営規模の大小にかかわらず、農業に意欲のある農家に対する支援を積極的に行ってまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、(4)良質米の生産についてにお答えいたします。

私は昨年10月、JA秋田しんせいとともに日本穀物検定協会の理事長と面談し、本市のあきたこまちとひとめぼれの食味向上のための取り組みについてPRしてまいりました。特においしいとされた米は、コシヒカリ、ササニシキ、あきたこまちであります。最近では産地や品種で激しい競争となっており、特Aになるには他の品種と比較してきらりと光る特徴が必要だとの説明がありました。本市の米が特Aの評価が得られないのは、外観、香り、粘り、味などは問題ないが、米がかたいという指摘を日本穀物検定協会より受けております。

この課題に対応するため、JA秋田しんせいにおいて、昨年に引き続きひとめぼれ3カ所、あきたこまち1カ所の実証圃を設置し、濃密な指導を行うとともに、一部は自然乾燥を行う予定であります。また、県の農業試験場で食味成分分析を行うとともに、食味官能試験も行うこととしております。県では、秋田米が他産地のブランド米に対抗できるようコシヒカリを超える良食味米の開発が必要として、具体的な数値目標を設定して良食味品種の開発に取り組んでおります。

今後も県、JAなどと連携を密にして、由利本荘米のブランドアップ力の向上に取り組んでまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、2、国療跡地利活用事業についての(1)事業費の伸びをどう考えるかについてお答えいたします。

国療跡地利活用事業につきましては、昨年度、国の有利な補助事業である都市公園整備事業補助の事業採択を得て、由利本荘総合防災公園整備事業として具体の作業を進めており、国の関係者からも東北管内において大変注目されている事業であります。

昨年9月の定例会において中間報告された総事業費75億円については、基本計画時の概算事業費として示したものであり、その際、基本設計の段階で施設規模を精査しながら、社会経済情勢も加味した精度の高いものを取りまとめていくこととしたところであります。

特別委員会協議会においても御説明いたしましたが、基本計画時と比較して資材費が約17%、労務単価費が約42%もの上昇率になっております。この上昇率は、全国の標準建築費指数の数値等と合致し、全国共通の情勢となっており、概算事業費の増額の大きな要因と考えております。

そのため、基本設計作業においては、基本計画時に比べ施設の延べ床面積を約3,000平方メートル削減したほか、地域コミュニティーセンターの合築、外観はシンプルなデザインと機能重視に特化することを徹底するなど、その都度、特別委員会協議会の御意見も伺い、過度な施設整備にならない基本設計内容を積み上げてきたところであります。

また、市民要望の高い屋根つきグラウンドや太陽光発電については、さらに有利な補助事業採択を目指しており、財政計画と整合性を図りながら、事業費の増額に伴う市の

実質的な財政負担増を抑えてまいります。

当該事業は、市民の大きな期待を担っている事業であり、全ての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出を目指し、新たなまちづくりを実現していく大きな柱に位置づけ、全ての市民が躍動と活力のあるまちを実感できるよう力強く事業推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)ソフト対応を急ぐべきだについてお答えいたします。

市民の各界各層から成る利活用検討委員会では、日常的に市民がスポーツを身近に親しむことができ、地域の全ての世代が心身の健康増進にも大いに役立つ施設にすべきという意見集約がなされております。そのため、基本設計作業においても、特にメインアリーナとサブアリーナの利活用について、市民利用の稼働率を上げていくことが重要であるとの考え方から、プロスポーツなどの大会イベント開催時にも市民利用を可能とする明快なゾーニングと動線の平面計画を取りまとめております。

さらに、利活用検討委員会の委員でもあるプロスポーツ運営会社等には、興行としてのプロスポーツ開催時の管理運営のあり方について詳細なヒアリングを実施し、全国大会の開催を想定したケーススタディーについては、由利高校バレー部監督を初め、室内スポーツ競技関係者との検討協議を重ねているところであります。

加えて、基本設計では約100名が宿泊できる合宿機能も備えており、有名大学の部活動の合宿誘致にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御質問のソフト対応につきましては、既に私から担当部署に検討を指示しており、今後、実施設計の作業の中で、アリーナに係る管理運営検討委員会を設置しながら、指定管理のあり方も含め、具体の作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(3)運営費についてお答えいたします。

アリーナ等の管理運営につきましては、単なる貸し出しを業務とする従来の体育施設とは違い、プロスポーツやイベント等の運営ノウハウを有する民間の経営手法により、着実に収入を確保していくという指定管理のあり方を想定しております。

特別委員会協議会でもお答えしましたが、具体的な運営費等につきましては、今後、実施設計の作業の中で管理運営検討委員会を設置し、戦略的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、災害危険箇所と避難所についての避難指示の判断と災害危険箇所にある避難所のあり方についてお答えいたします。

大雨による土砂災害に対する避難勧告等に至る手順につきましては、気象庁による本市地域への土砂災害警戒情報の発表を受けた後、県の土砂災害危険度情報により避難基準に達すると予想される地域を特定、また秋田地方气象台に降雨予想を直接確認するなど、関係機関の情報を総合的に判断した上で避難勧告等を発令することになっております。

なお、避難勧告等の発令目安となる降雨量は、本市の場合、経験的な数値として、降り始めからの総雨量150ミリとしておりますが、土壌の状況など、これ以外にもさまざまな要素をあわせての判断となります。市民への避難勧告等の伝達につきましては、防災行政無線、消防防災メール、IP音声告知放送とあわせ、消防団、自主防災会を通じ

て行い、避難勧告、避難指示につきましては空振りをおそれず、早目に発令してまいります。

土砂災害警戒箇所の県による指定手続につきましては、警戒箇所の測量等の調査、住民説明会の開催、住民や市からの同意を経て、約1年ほどの期間が必要となっております。また、指定に対する本市住民の同意については、よく御理解をいただいていると伺っております。

なお、現在、本市においては1,504カ所の土砂災害危険箇所のうち、257カ所の警戒区域が指定されておりますが、来年度の指定に向けて、新たに本荘、岩城地域で57カ所の調査をすることになっております。

本市の土砂災害発生時の指定避難所は、危険箇所以外の施設に設定するように、現在、見直し作業を進めております。このことについては、今年度末までに修正作業を終える予定の市地域防災計画にも関連いたしますので、調整の上、来年度当初に公表してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、次期総合計画における先送り事業についてにお答えいたします。

御質問の先送り事業につきましては、現計画において、現在129事業で約160億円の事業費となっております。

また、先送り事業に係る次期総合計画での取り扱いにつきましては、3月7日開催の市議会全員協議会で御説明いたしました前期5カ年分の主要事業をベースにしながら、次期計画における重点戦略と基本政策に基づき、各政策部局内において先送り事業も含め、登載事業の優先順位を精査してまいります。

なお、実施計画の登載事業に係る地域ごとの主要事業については、地域課題の解決に取り組むまちづくり協議会の委員意見も十分にお伺いしながら登載事業を取りまとめ、実践型の計画を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君、再質問ありませんか。

16番（高橋信雄君） 項目順にお聞きしたいと思います。

大項目1の（1）耕作放棄地についてです。

耕作放棄地については、私も調べて知っているつもりなのですが、現実にその文言のとおりに進めると、市内に耕作放棄地がないということにはならないのではないのでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせますので、よろしく申し上げます。

議長（鈴木和夫君） 三浦農林水産部長。

農林水産部長（三浦徳久君） 高橋信雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

再質問の内容は、耕作放棄地はあるのではないかと御質問と考えてございます。

耕作放棄地については、農林業センサスにおいて確認されておる事項でございます。2000年の農林業センサスにおいて、280ヘクタール、2005年、254ヘクタール、2010年でございますけれども、211ヘクタールという形で確認されていることは御承知のとおりでございます。

ただ、本市においては、耕作放棄地の確認ということで調査をいろいろしてございま

す。その調査の中で耕作放棄地の概念でございますが、農家の方に再度確認をしてございます。その中では、耕作放棄地という状況であるけれども、耕作をする意思はあるのだと。現状では不作付であるが、耕作放棄地ではないと、そういう意味で耕作放棄地がないと言っているの、見かけ上の不作付地というのはございます。ですから、市長の答弁にあるように不作付地の面積を耕作放棄地ではなくて、不作付地ということで市長答弁をさせてもらっております。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） 個人的には、耕作放棄地を認定して、ふやしたいものではないです。ただ、このままずっと、例えば10年以上も耕作をせず、過去に作付して、1年間作付をしないで、確かに今後耕作する可能性のあるという文言はあるのですが、10年以上も作付をせず、柳とかそういう木が茂っているような土地を、耕作放棄地に分類しなかったり 現実には水田が余っているわけです。そういうあたりの処理の仕方がこのままでいいのかなと考えているのです。

全国では、滋賀県と同等の38万6,000ヘクタール、統計によっては二十七、八万ヘクタールという場合もあるのですが、そういう面積が出ている中、当市は耕作放棄地がありませんよと言える状況なのかどうかというあたりがとても疑問に感じているのです。やはり耕作放棄地がこういう問題になっているときに、耕作放棄地がなく、不作付地、転作の課題だという認識の仕方ではなくて、耕作放棄地が存在して、そういうのをもっと問題として認識するほうが大事なのではないかなという意味から、今回これを取り上げたところであります。

また、これに対しては、もう答弁はいいのですが、この後の大項目1の(2)の質問において、中山間地においてそういう事例が顕著になると思われています。統計を見ても、平場よりは中山間地、条件悪地のほうが耕作放棄地が多いのですが、その中で中山間地域等直接支払の対象となり得ず、なおかつ所得補償の関係から管理はきちんとしていっていると。管理はしているが、直接支払の一番のおいしい果実のところはもらえないところがある中で、耕作放棄地のような状況のところは中山間地のようなカバーに含まれていて、なおかつ耕作放棄地とみなされないで制度の中に組み込まれると、そうすると管理をして中山間地のような、いわゆる面積要件で1ヘクタールなくて、それでも直接支払をもらうために丁寧に管理している方々がいるのですが、反面、中山間地に含まれている中で耕作放棄のような状態になっていて、直接支払がもらえるような状況と対比した場合に、やはり不公平感が出てくるのではないかという印象を持っています。言っている意味わかりますかな。

いわゆる中山間地に含まれないけれども、見た目はどうしても沢、棚田とか中山間地のような圃場になっていると。片方は、中山間地に含まれた制度の中で直接支払ももらっているけれども、見た目は管理していないのではないかと思われるような圃場との整合性をとれるような状況にしたほうがいいのではないかというのが本題だったので、そのあたり、もし対応としてあれば。

今のところ、国の要件なので、1ヘクタールの団地にならないと中山間地に組み込まないとか、そういうところがあって、確かに多面的機能のほうに組み込むことはできる

のですが、今さら多面的機能のほうに組み込むという作業が現実にはそう簡単ではないと思います、住民合意を得るために。そういう点から中山間地というあたりに組み込めるような作業が、できれば今後とも国等に発信できるような形をしていただきたいという思いがあってのことなので、もし答弁ありましたらお願いします。

議長（鈴木和夫君） 三浦農林水産部長。

農林水産部長（三浦徳久君） ただいまの高橋信雄議員の再質問の内容は、制度の中と実際の問題をどのようなかわりで進めていけばいいかということだと思います。

中山間地域等直接支払制度の中ではもらえなくても地域の合意、それから相談によりまして、多面的機能支払という、ことしからできた制度によって農家が恩恵を受けることができます。ちなみに、昨年度までやっておりました農地・水制度でございますけれども、その対象面積から見れば、ことしは倍以上にふえてございます。金額も去年は約9,000万円の農地・水の支払いでございましたが、この新制度の多面的機能支払におきましては50団体から72団体にふえまして、総額でも約2億9,000万円ということで、2億円以上のお金を農家がいただけるような制度になっておりますので、そういう制度を農家のほうでも理解しながら取り組んでもらっているものと理解しています。

それから、今後ですけれども、この制度を十分取り入れまして、農家のためになるよう、支援を受けられるように進めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 高橋議員、項目番号、項目名を明確に。16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） 今のは、大項目1の（1）と（2）を継続して質問させていただきました。

ありがとうございます。

（1）と（2）あわせてですが、要望扱いでいいです。現実には多面的機能支払と中山間地の支払いでは、支払う額がこういうことになっておりますので、条件に見合った支援が受けられるようにしていただきたいというのが本題ですので、機会がありましたらそういう形で市としても発信していただきたいと思いますと思っています。

続いて、大項目1の（3）です。

これについては、市長から大変、私たちは積極的な発言だと思って、昨今、大規模もしくは法人化の農家でないと、目に映るような支援策はないのですが、農家の規模に関わらず、積極的に支援していくという形の答弁でしたので、大変ありがたいと思いますが、これも答弁要らないので 認識として農家数の一定の確保というのは、農地の多面的機能だけでなく、農家として地域に多面的な機能を残せるんだと。その多面的機能というのが地域の文化の結晶だったり、それから地域力を上げたり、その後に地域に帰属したり残る力とか、そういう面を含めて、多面的な機能という形で使わせてもらいたいのですが、潜在力を高めるためにも、農家数の一定の確保というのが私は過疎を緩やかにする、またはとめるという作業では、大変大事なことだと思っていますので、今後とも積極的な支援をお願いします。

続いて、大項目1の（4）です。

良質米の生産についての理解ですが 。

議長（鈴木和夫君） 高橋議員、（３）については答弁要らないんですか。

１６番（高橋信雄君） はい、冒頭「答弁要らないので」と申し上げたのですが、
１の（４）です。

一部には、穀検に特Ａ米をつくるための米を送るという発信も 今ネットなどがあったりするわけですが、現実には穀検に、特Ａ用の米を送って、はい簡単に、とはならないのだと思っています。

そう簡単に穀検がやるものではなくて、現在のように継続的に食味を上げる検証を地域挙げて続けていっていただきたいのですが、それと同時に、今、山形、北海道、それから熊本とか、１つの県で複数の品種を特Ａ米として頑張っています。秋田県もひとめぼれがなればあきたこまちと２品種となるのですが、新品種と、またそれから他県の良質米とあわせて１つの品種にこだわらずに、二兎を追う者は一兎をも得ずということわざはありますが、地域に合った形の この地域も広い地域であきたこまちとひとめぼれを作付していますし、複数の品種が特Ａになれるよう、また今までなかった新しい品種が特Ａになれるような検証を進めていただきたいのです。現在のところ、ひとめぼれ、あきたこまち以外の検証というか、研究には取りかかっていないようなのですが、新しい品種についてのお考えを聞かせてください。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 農林水産部長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 三浦農林水産部長。

農林水産部長（三浦徳久君） ただいまの御質問は、あきたこまち、それからひとめぼれ以外の新しい品種ということだと思えます。

県では、ことしの１月に新しく秋田の顔となるコシヒカリを超える品種をつくりたいということで、県の方針にも載せてございます。どういう米かといいますと、食味においてはあきたこまち、コシヒカリを超えるもの、それから食味官能試験、特Ａ以上のもの、それから、特に重要なのはたんぱく質の含有量ですが、あきたこまち、コシヒカリにおいては６.５以下ということになっていますけれども、５.８から６.４ということで、高い食味を目指す米を開発するということが県は取りかかっています。ただ、現実にはこの米が市場に出るためには、５年ぐらいもかかるということになるかと思えますので、当分の間はちょっと新しい品種というのは無理だと認識しております。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） １６番高橋信雄君。

１６番（高橋信雄君） ありがとうございます。

ぜひコシヒカリを超えるような品種の特Ａを目指していただきたいと思えます。多分、こちらの食味データ上は６を切るような形でないと超せないと思えますので、そういうあたりの底上げをお願いしたいと思えます。

次に、大項目２の（１）、国療跡地利活用事業の事業費の伸びについてです。

これまでいろいろな議論がありました中で、７５億円というあたりから一気に８億円近い額を出して、加えて道路や雨水の処理、資料では８億円、それも資材と人件費が上がるとなると、２割上がれば１０億円近い額になりますので、それに施設の什器や機器が入っていません。また、国療跡地という場所に鑑み、医療施設があったところですので、

土壌の中に何があるかわからないというのが通説です。そういう処理も不安材料としてかなり残っている中、とりあえずその道路や施設設備を入れても100億円近い金額がぼっと出てしまうわけですが、それについて、仕方がないのだというあたりで処理しようとしていますか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 先ほど私が答弁した内容に尽きるわけですが、今の再質問については総合政策課長から答弁させます。

議長（鈴木和夫君） 原田総合政策課長。

総合政策課長（原田正雄君） 再質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、事業費ベースでこれだけふえたというのは先ほど申しあげましたとおり、労務単価、資材費の高騰でございます。ただ、特別委員会協議会でも御説明しておりますが、市の実質的な財政負担がいかほどになるのかを十分に説明させていただいたつもりでございます。

これをどのように抑えていくか、先ほどの答弁にもありましたとおり、防災公園という国土交通省の補助事業として認可いただきまして、国の財政負担もレールに乗ったところでございます。単なる事業費というよりは、市の実質的な負担がいかほどになるのかというところで、それを何とか抑えていきたいというふうに御説明させていただいたところでございますので、その辺の論点で何とか御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） また同じ項目です。

人件費というのが押し上げ要因という形で、これまでもこの事業だけでなく、かなり出てきているのですが、その人件費の国や県や、そういうところから出てくるデータを活用せざるを得ないのですが、業者さんは上がっていると言うんでしょうけれども、人件費が上がって働いている人の懐が変わったという声を余り聞かないです。その検証は行って、人件費四十何%というのを提示したのでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 原田総合政策課長。

総合政策課長（原田正雄君） 公共事業を発注する場合の人件費につきましては、制度のあるものにつきましては、東北ブロック、東京ブロック、関西ブロックと、それぞれの地域ごとの労務単価というのが使われております。これに基づいた物価スライド制というのが今発注されている契約の中に反映されているもので、自動的にスライドしていくという制度がもう動いております。これは資材に限らず、労務単価も全国的にこのような状況でございます。

さらに、実勢単価とこの物価スライドによる単価が合わないことから、大規模プロジェクトが入札不調という状況が全国各地で起きているような情勢でございますので、的確にこの単価を事業に反映させていくことが必要であろうということで、事業費につきましては、全国的に用いられているものを使わせていただいております。

なお、やはり事業費というのが市の財政に与える影響、こちらのほうで何とか御理解願いたいと再三御説明させていただいております。よろしく願いいたします。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） わかりました。理解したわけではないのですが。だとするならば、今後、人件費がきちんと労働者に分配されているのか、そういうことを検証する作業は道徳的に要らないのでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

総務部長（阿部太津夫君） 公契約の関係で賃金がきちんと支払われているかといった質問が今までもたくさんございました。

今、市が考えているのは、基本条例まではいきませんが、総合評価方式を県内でも取り入れているところがございます。その総合評価方式の中には、今、高橋議員が心配されているとおりに、その労務単価が下請、事業所も当然出てくると思いますが、そこにきちんと届いているかということも評価の一つとして確認する。それが次の入札、指名に影響を与えるという制度の取り入れを今考えてございますので、今後もきちんと対応していきたいと思えます。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） いろいろな手法があろうかと思いますが、私としては公契約の条例を整備する前に、企業の内部留保等に回らないよう、人件費として議会を通して事業費として上がった分であれば、人件費として支払われるのが筋だと考えますので、チェックを今後していただけるような、これは私は道徳的という表現なのですが、これに使うと決めて計上したのならば、それに使ってくださいというのが常識でないかなと思うので、そういう視点を持ってください。

それから、大項目2の（1）について、実は1つ答弁もらっていないのですが、市長、これまで「青天井にならないように上限を設定したい」と、公の場でなくても発言したことはございませんか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 公の場で「上限を75億円と考えている」ということは発言しております。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） ありがとうございます。ぜひ自分で申し上げたそのお話を守っていただけるよう頑張っていたいただきたいと思います。

次、大項目2の（2）です。

ソフト対応について伺います。

いまだにどういう大会を開催するというのが提示されていません。箱物に見合った何をしたいのかというのが見えていないままスケールが動き出している状況なので、せめてこういう大会があるという 何も一つもないのですか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 再質問にお答えしますが、いずれ今、国療跡地利活用の事業がいろいろな基本設計が終わって、実施設計の段階に入っておりますが、できれば2年から3年までを考えているわけですが、大分先が見えてきた状況の中で、市長としては大会等の誘致あるいは合宿の誘致、そういったものを今から考えておく必要があるということで、担当に指示をしておるわけでありませう。

先ほど私の答弁の中でもそのように申し上げたはずですが、まだ具体的にどこのチーム、あるいはどこの学校が来るというのはこれからでありまして、いずれ体育関係者や競技団体の方々と話し合いをして協議をしていることは事実でございますので、実施設計の段階の中でもっと詰めていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） 同様に大項目2の（2）です。

バスケットボールやバレーボールの練習には最適で最高な施設ですよと、そうならないように願っています。全国規模の大会を誘致して、全県規模の大会30日、バスケットボールの試合が15試合という試算を出しておりますので、できれば、そういうものを持ってこれるように頑張っていたきたいと思えます。

次に、大項目2の（3）に移ります。

運営費について。

先ほど来、市の持ち出しを減らすという形で財政に影響はないように頑張るという話でしたが、一般財源を抑えて補助率の高い事業をやるにしても、例えば太陽光発電が10キロワットから200キロワットの規模になりましたが、当然、補助のないメンテナンスや運営費はかかっていきますよ。スケールに応じたメンテナンスや運営費がかかるわけで、今は補助があっても、これからそういうものが圧迫するのでないかと。内容には、実質公債費比率を適正規模にとありましたが、適正規模ってそもそもあそこであらうべき適正規模は、何%を指して活字にしたわけですか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 総合政策課長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 原田総合政策課長。

総合政策課長（原田正雄君） 特別委員会協議会の中で適正規模という表現をさせていただきましたが、適正というのはいろいろございますが、あの場でお答え、記載いたしましたのは、平成25年度決算が今やっと出ましたが、それ以前の数字よりは高くないという意味での適正という表現でございました。ただ、適正という言葉が正しいかどうかにつきましては、各自のいろいろな御判断があるかと思えますので、よろしく願っていたしたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） 同様の項目2の（3）です。

できれば、将来負担比率を含めて、県内でもそんなに胸を張ってすばらしい数字ではありませんので、適正規模という表現が他市からくすくすとならないような数字を意味しているのだという認識を持っていただきたいと思っています。

それから、いまだにランニングコストが出てこないわけですが、過去に総合体育館との面積比較による運営費を示したことがあったと思われませんが、面積比率で現状の規模ではランニングコストはどの程度になるのですか。

議長（鈴木和夫君） 原田総合政策課長。

総合政策課長（原田正雄君） 基本計画段階で大内の総合体育館、これと同じグレードのものであれば、面積がほぼ倍になるのではという想定を試算させてもらったことがござ

います。これはあくまでも運営費を算定したのではなく、仮の想定でございます。

今回、管理運営につきましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、民間手法を取り入れた管理運営のあり方をこれから検討してまいります。収入をどのように上げていくか、それに関連してどれだけの費用をかけるかという民間的な手法での管理運営の検討委員会を立ち上げてまいりたいと市長から指示を受けております。これがある程度精度を持ちませんと、運営費というのははじき出せないと考えており、できました段階で議会のほうにお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） できるだけ早く、急いでいただきたいのですが、なぜ私が運営費にこだわるかということ、大変大きな問題だと。将来的にもどう利活用、既存の施設との連携やスポーツに関してどういう方向で持っていくかということ全体として協議を進めなければ、この体育館1つだけの問題ではないのだと思っています。そういうことから話を始めて体育館という形になるべきなのに、一番大事と言ってもいいことが一番後に回っているのではないかという思いが強くなります。ぜひ急いでほしい。

それと同時に、資料に経済波及効果シミュレーションというのを出しています。それでいうと、運営によって経済波及効果を数字で1億100万円と出しています。運営費が出ないのに、この経済効果のシミュレーションをどうやって出したのかというのが問題だったのです。教えてください。

議長（鈴木和夫君） 原田総合政策課長。

総合政策課長（原田正雄君） 先ほど申し上げましたとおり、大内の総合体育館の規模の2倍で、2倍の維持管理費がかかるという想定をそのまま経済波及効果、いわゆる総務省の出しているソフトに入れた場合の数字ということでお断り申し上げながら、経済波及効果につきましては、この年間の維持管理費の前にイニシャルコスト、7億円についても経済波及効果をお示しさせていただいたところでございます。そういう説明をさせていただきながら、経済波及効果は建設する意義として説明させていただきましたので、御了承願ひたいと思ひます。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） そうなってくると、大内と同等の施設でないのも、下回ることはないということで認識しております。経済波及効果に関しては、事業規模が上がりましたので、お望みのとおり、経済波及効果もこれからどんどん上がっていくのかと期待しております。頑張ってください。

次に、大項目3、災害危険箇所と避難所について伺います。

これも見直しがあるという形でありましたので、津波に関しては、私が見た限りでは津波想定高さより低いところに避難所はなかったように思っていますが、実際のところ、地すべり危険箇所だったり、災害危険箇所は集会所だったり、そういう公共の施設だったりするので、エリアマップ化する中でどうしようもないことだと思いますが、実際の災害のときの対応について、平成23年の鮎川の氾濫でも集会所が床下浸水したことにより、別の集落の公共の施設に避難したということがありましたので、その場で臨機応変に対応せざるを得ないのですが、そういうことの周知とか、次はここで地すべりが起きたとかということ事前に綿密に行わないと、実際には今回の広島のように逃げようと

して被災したり、逃げた場所で被災したりということがあったようですので、そういう自主防災組織との打ち合わせや連携を十分にやらなければいけないのではないかと、現実に見えるマップとはちょっと違うよと、注意書き等が必要になるのではないかなと思っていますが、どうでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 危機管理監から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 遠藤総務部危機管理監。

総務部危機管理監（遠藤正彦君） 高橋信雄議員の再質問にお答えします。

ただいま市長が答弁しておりますとおり、土砂災害を含めた自然災害に係る避難所は、改正後の災害対策基本法では、とりあえず指定避難所という名称になっているところがあります。立地条件が付加されておまして、危険な箇所は除くことになっております。そういう意味で、現在、各地域にあります町内の公民館等につきましては、指定避難所ということにはならないわけでありまして、そういう意味で、現在、地域防災計画の見直しとあわせてその作業を進めておりますので、来年度の初めには市民への公示、周知を図ってまいりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） ありがとうございます。大変御苦労さまです。頑張ってください。

最後に、大項目4、次期総合計画における先送り事業について再質問いたします。

渡部聖一議員が次期総合計画について詳しい質問をされましたので、私は先送り事業を今後どうするのかという、その扱いがずっと気になっていたので、確かに合併当初持ち寄り、ボリューム的にもちょっとオーバーかなと思われるものもかなりあったかと思われそうですが、とりあえずやるのだと、冊子にして載せておりますので、その扱いというのがやはり計画から外すにしても、綿密な説明が必要だと思っています。

ただ、気になったのが昨年9月定例会での一般質問で、私は身の丈という言葉が好きで、今回の決算の概要にも身の丈とダブルクォーテーションでくくられ書いてくれたのですが、昨年の9月定例会で市長は身の丈に当てはまらない計画、事業はないとおっしゃいました。いわゆる外すものがないと認識したのです。そういう答弁を聞いた上で、なおかつ先送りされたものの扱いをどうするのかというのはとても注目していたので、必要ないものもあるというような答弁であれば、それはどういうものですかと聞き取ったのですが、身の丈に当てはまらない事業はないという答弁でしたので、改めて扱いを教えてください。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 先ほど先送りされた事業が12事業、約160億円の事業費と答弁させていただきましたが、そういったものを含めまして、各政策部局内において先送りされた事業も含めて優先順位をつけて掲載したいと考えています。

議長（鈴木和夫君） 16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） これで再質問終わるのですが、私の会派の伊藤順男議員も常々申しておりますが、スクラップ・アンド・ビルド やはり新しいことをするとき、

なくなるものも当然ありますし、その分の説明責任をきちんとしながらやっていくことによって、きちんとした市政発展につながるものと思いますので、恐れず、やはり精査の結果、必要ないもの、無駄なものという部分には、ぜひ切り込んで、頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

これで終わります。

議長（鈴木和夫君） 以上で、16番高橋信雄君の一般質問を終了します。

この際、2時30分まで休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

午後 2時31分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。4番今野英元君の発言を許します。

【4番（今野英元君）登壇】

4番（今野英元君） 2日目の最後、8番目でありますので、よろしくをお願いします。

大項目7点あるのですが、1番の特別養護老人ホームの問題と2番目の公立保育園の民営化の問題は、3月の定例会で代表質問いたしました。ですから、若干重複部分もあるかとは思いますが、よろしくをお願いします。

1番目であります。特別養護老人ホーム等指定管理者制度移行計画についてお聞きします。

市の当局原案が2013年6月に提案されて、その後、市職労との間で数度の協議を経て、2014年3月20日に労使が合意したという経緯があります。これはやはり職員問題でありますので、市職労と当局が合意をしておかなければいけなかったということだろうと思います。

その後、この計画に沿って7月1日に指定管理者の募集（公募）が行われました。7月9日に指定管理予定事業者が現地説明会を受けております。そのとき参加した事業者は、東由利の東光苑に5つ、鳥海の鳥寿苑と悠楽館に4つの事業者が参加したということでありまして、経過からいきますと、7月23日が参加申込書の提出期限であったわけでありまして、8月20日が指定管理者申請書の提出期限でありました。

東光苑と鳥寿苑は、約25年前に設置されたものでありまして、その当時は社会福祉法人が少なく、受け入れるような事情ではなかったわけですが、その後の社会情勢がだんだん変わってきて、しかも規制緩和などで社会福祉法人が受け入れられる土壌ができてきたということでありまして。

市としては、民間の事業者の迅速で効率的な対応によって、その施設の機能と市民サービスの向上、そして経費の削減が期待できるということで、指定管理者制度を推し進めてきたわけでありまして、今回、指定管理者申請書の提出がなかったということで、これは市とすれば予定外だったのかもしれない。これをどう捉えているかということをお聞きしたいと思います。

それで、今回の指定管理申請者不在ということで、平成27年4月1日以降の指定管理者による施設の運営、業務開始というのは、まずはなくなったわけなのですが、今後、東光苑、鳥寿苑、悠楽館についてどのような運営を行っていくのか、その方向性をお聞

きするものであります。

また、今回、指定管理者の申請がなかったということで、施設の入所者やその家族、地域の住民や中で働いている職員の方に対してはどのような説明を行っているのか、またこれから予定しているとすればどのような説明会を予定しているのか、その件についてお聞きしたいと思います。

2番目であります。公立保育園民営化計画についてお聞きします。

考えてみますと、この問題は特別養護老人ホームの指定管理者制度よりも、こちらの移行計画のほうがもっと大変なのではないかと思っています。

3月定例会の私の代表質問に対して、こういう答弁があったのです。市内の保育園児の74.5%が民営の保育園で育っていると。公立の保育園の園児は25.5%に過ぎないので、民営化移行については可能である、という見解です。というのは、本荘地域に公立の保育園がなかったが、他の地域には公立の保育園があった。ですから、保育園児の74.5%が民営の保育園で育てられて、公立の保育園の園児は25.5%に過ぎないという、こういう数字を言ったわけですが、一見、これは説得力がありそうな答弁でもあったのです。でも、後でよく考えてみますと、それはただ地域事情を話しているに過ぎないということなのです。ですから、公立保育園の成り立ち、どうやってその地域で公立保育園が作られてきたのか、なぜ本荘地域では公立保育園がなかったのかというのは、それぞれの地域事情があったわけでありまして。

そのときの市の答弁なんですけれども、民営化をすることによってデメリットというものは特段見当たらない、という答弁でありました。今もこの考え方は変わっていないのかどうか。また、デメリットはないが、民営化移行に伴って課題はある、という答弁でした。この移行に伴う課題についてはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

この民営化計画、平成27年に亀田、それからゆり、西目、そして平成28年には大内地域の3つの保育園と川内、笹子の各保育園を民設民営化に移行するということなのですが、今の段階で、かなり日程的には厳しいのではないかと私は思っています。特に、市職労と協議しなければならないでしょうし、各保育園、保護者の方、各地域の住民との話し合いができているのか、この民営化計画が本当にスケジュールどおりにきちんといくものなのかどうかお聞きしたいと思います。

3番目であります。

由利本荘市の認知症施策についてであります。

昨年7月の統計調査の数字であります。現在、由利本荘市の高齢化率は30.6%、秋田県の例でいきますと、秋田市、それから大潟村でしたか、それからにかほ市が20%台で、由利本荘市が下から4番目なんです。それで、2025年問題と最近言われるようになりましたが、10年後になると、私たち団塊の世代が後期高齢者の中に突入していくということなのです。一気に高齢化率が上がって、全国では約800万人いると言われてい

ます。これは認知症の高齢者の増加が見込まれるということなのですが、認知症の早期発見と早期対応を初め、地域予防がやはり必要になってくるし、認知症高齢者を介護する家族の支援をどうするのか、それから地域で認知症の方を見守る、そして支えるためのネットワークが必要だということでありまして、非常に総合的な認知症施策の推進がこれ

から必要になってくることは、明確なことであります。

国でも認知症の施策推進5か年計画、オレンジプランという名称なのですが、この計画が出まして、全国の市でも独自のオレンジプランを策定するところが最近出てまいりました。このプランを実際に策定して実行するということは、非常に大変なことでありまして、医療、介護、それから福祉という関係機関が連携して、各機関や団体がどういった役割を持つのかということも明確にしていかないといけないということでもあります。それに住民を巻き込んだり、関係団体、行政、各事業所がそれぞれの行動指針に従ってこのプランをつくって、そして運営していくということは、やはり非常に大変でありますし、なぜ認知症対策が必要なのかという最も理念的なものをみんなが共有していかないと、このプランはなかなか進んでいかないとということでもあります。

由利本荘市の認知症施策、仮称になりますが、由利本荘市のオレンジプラン作成に向けて、認知症高齢者の数を把握しているものなのかどうか、それから具体的な課題と具体策についてお聞きするものであります。

4番目、フッ素洗口事業についてであります。

このフッ素洗口事業は、平成24年の6月定例会で一般質問しました。この件について、5月31日に私が質問して、次の日に、佐々木隆一議員も質問しているのです。ちょうど2年ぐらいたって、今回も質問することになりましたが、あのときは私はこの問題だけで50分間質問をしました。会議録を読んでもみると、市と質問者の私とでなかなか意見が一致しないところも多々あったわけであります。

質問をする中で、フッ素洗口事業に関しては、賛否両論があって、私はこのフッ素洗口事業というのには、反対で、これはやめたほうがいいのではないかという立場であります。それは後で述べますけれども、市のほうでは、あのときは保育園や幼稚園や学校に拡大したいという意向があったわけではありますが、質問の中で明らかになったのは、市が平成17年度に保育園から中学校までを対象として、由利本荘市フッ素洗口事業実施要領というものを策定しており、それに基づいて市内全域の小学校に平等に拡大していきたいという方針を持っているわけであります。

前回の質問から2年がたちましたが、今でもフッ素洗口事業を行う方針があるのかどうか、具体的に聞きますが、市内全域の小学校に拡大する予定があるのかどうか伺うものであります。予定があるとすれば、現在その実施に向けてどのような協議を行っているのか、その内容を伺うものであります。

なぜこの問題に対して私がやめたほうがいいと言うのかというのは、中身の内容が非常にずさんなところがありますし、対象となる方が小学生などの子供さんであります。まだはっきり判断力のつかない子供に対して、しかも集団でこのフッ素洗口の事業をやるということは、どうしても親を説得しなければいけないし、学校の先生方にも協力してもらわないといけない、そして歯科医の先生、当局、こういう方たちが共通の認識を持って、フッ素洗口というのはこういうものだということを、みんなが共有していかないと事業はなかなか成功しない。成功に当たっては、フッ素洗口の中身が果たしてこれでいいのかという問題があります。そこら辺の協議を市のほうでどのように行ってきたのか、その点について伺うものであります。

5番目、ごみステーション補助金制度についてであります。

私たち教育民生常任委員会は、7月8、9、10日と大阪や大津のほうを行政視察してまいりました。その中で、7月10日に大阪府の八尾市に、リサイクル施設の視察に行きました。八尾市というのは、大阪市の隣のベッドタウンでありまして、人口が約26万4,000人ですから、由利本荘市の3倍なのです。

そこでは、ごみ袋は無料で各家庭に配られます。無料ですから、その経費は年間約1億円、しかも8種類に選別しなければいけないのです。やはりなかなか大変なことでありまして、例えばよそから引っ越してきた人が8種類の選別をするのに、やはりかなり最初は戸惑うということをお話していました。

しかもごみステーションがないのです。ごみは各家々の前に置く。それを市の職員が回収しにくる。この職員の方、全部正職員でありまして、民間委託していないということでもあります。

ですから、ごみの政策一つとっても、やはり各市のやり方があるのです。これは八尾方式というんでしょうが、ごみ袋に年間1億円の費用をかけて無料で配るということは、私からすればとても信じられなかったです。しかも、本市ではごみ袋に町内名と名前を書かないと絶対回収しませんけれど、八尾市では何も書かなくてもいいとのことでありました。

さて、このごみステーションの問題ですが、本荘地域では、ごみステーションが平成19年に市から各町内会に移管されました。それまでは各町内会が要望を上げて、それぞれの組、班に無料で設置されてきたのです。その当時は、木製、鉄製の場合は設置した後の維持管理・補修費用が結構かかるという声が聞かれました。最近、将来の維持・補修費用がかからなくて長持ちするという点から、亜鉛メッキ製のごみステーションを設置する町内会がだんだんふえてきました。

やはりこのごみステーションも昨今の資材の値上がりで急激に高騰しているようです。ここに金額ありますけれども、亜鉛メッキ製のごみステーションで2.7立方メートルのものが平成23年は8万6,100円でした。それが平成24年には同じ形のものが12万円、平成25年には14万円、ことし平成26年には14万5,800円、これは2.7立方メートルですので、3.6立方メートルの一回り大きいものと15万7,680円なのです。

ですから、これは先ほど、資材の値上がりということが国療跡地利活用事業でも話題になっていましたが、この価格のほかに土台とか足場の固定費用、それから事故などに備えて保険をかけているところもあるのです。現行の制度では、平成20年4月から市と町内会と受益者が3分の1ずつ負担しているのです。上限が3万5,000円であります。なぜ3万5,000円かということ、大型の木製ごみステーションの市場価格が10万5,000円なのです。ですから、3万5,000円を3者が負担すると10万5,000円になるという計算式であります。

これから金属製、特に亜鉛メッキ製のごみステーションの普及が進むことが考えられます。補助金の上限見直しをしてもらわないと、町内会や個人の負担がふえて大変だという声が上がっているのですが、この件に関して市の御見解を伺うものであります。

6番目、学校図書館の充実についてであります。

学校図書館の司書配置についてお聞きします。

学校図書館への学校司書配置を努力義務とする法律が一部改正されて決まりました。

司書教諭は一般の教員が兼務するのに対して、学校司書は図書館の専任の職員となるのです。ですから、今回の改正で学校司書の配置が決まれば、積極的にそれを進めて児童や子供たちの読書環境をより充実したものにしていくことで、読書、それから感想文を書いたりする環境がますます整っていくと思われます。

改正された、学校図書館法によりますと、学校司書配置は努力義務としていたのですが、2015年4月から施行されることとなります。今後の本市の取り組みを具体的に伺いたいと思います。

国会審議の過程で現行法の学校司書の待遇について設置の根拠、それから業務の内容、位置づけや資格の点で、司書教諭と比較したときに、学校司書については制度上の根拠がなかったり、業務の定めがない、法的な位置づけもされていない、それから制度上の資格の定めがない、と非常に不安定な待遇にあるとされているのです。

法の改正で予想されるのは、あくまでも学校設置者が雇用する職員となっているのですから、教育委員会でこの学校の司書の方をどう採用するのかということ、教育委員、学校長、それから管理職の方たちがぜひともこれはやるべきだ、必要だということを確認されればいいのですが、されないとなかなか進んでいかないということでもあります。この件に関して教育長はどう思っているのか、今後これを推し進めていくのかどうかお聞きしたいと思います。

また、2010年度に総務省から出された住民生活に光をそそぐ交付金で学校図書館の本がかなり整備されて、現場でも大変高い評価を受けているのですが、本市の学校図書館の蔵書基準がどのような状況になっているのか、守られているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

最後の質問、7番目の学校給食アレルギー対策についてであります。

2012年12月20日、東京都調布市の小学校で学校給食の誤食事故が起きました。乳製品アレルギーのある小学5年生が給食のおかわりで誤って出されたチーズ入りのチヂミを食べて死亡するという事故です。文科省の発表によると、学校給食で死亡した例というのは、1988年に北海道札幌市の小学生がそばを食べて亡くなったり、12月20日の調布市が2例目だということなのです。

学校給食というのは、最近どこでもやっているのですが、私の世代は小中学校ともに卒業した2年後に学校給食が始まったということで、私自身は学校給食を食べた経験がないのであります。

しかも、あの当時は食物アレルギーがそんなに大きい問題ではなかったのです。例えば皮膚のアトピー性アレルギーとか食べ物に関するアレルギーなんていうことは私たちが小学生のころにはほとんどなかったと思います。ただ、肌を汚くしてお風呂に満足に入らなかったり、そういう公衆衛生の面で湿疹、かぶれが出る子供は多くいましたけれども、アレルギーでアトピーになるなどということは、あの当時はなかったのです。

ですから、このアレルギー対策をどうするかというのは、これからますます重要になっていくのですが、つい最近、2014年7月22日に秋田市の広面小学校で児童3人が牛乳のアレルギーがあるのに、スキムミルクの入ったキーマカレーを食べてアレルギーを起こしたのです。アレルギーがある子供というのは、年々増加の傾向がありますが、文部科学省が2013年5月に、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者

会議というのを設置して、調布市の事例報告に基づいて、食物アレルギー対応について分析をし、2014年3月に調査結果をまとめています。

それを見てみますと、児童生徒全体の中で、食物アレルギーの子供が4.9%。これは、10年前の約1.7倍です。ですから、この数字をどう見るかということもありますが、2004年の調査と比較しても非常に増加しているということでもあります。

再発の防止策としては、アレルギーの児童は医師の診断に基づいて、学校に学校生活管理指導表というのを提出しなければならない義務があるのですが、これがきちんと出されているのかどうか、まず伺いたいと思います。

学校としては、やはり子供のアレルギーの情報を集めるだけではなくて、学校の体制や事故発生の際にどのように対応するのかということを検討していく必要があると思います。例えば給食の調理場の現状、食材や器材、人員や設備、調理手順などについて、やはり保護者の方に説明する機会を設けて、そこで共通理解に基づいた対策をつくる必要があるのではないかと考えています。学校と保護者、それから給食現場の栄養士、調理師との情報を共有していかなければいけないのですが、そういうことが十分に行われているのか伺うものであります。

学校でアレルギーの急性症状が出たときに緩和する注射があります。エピペンという名前なのですが、文部科学省の発表では、この使用例が2008年から2013年にかけて408件あったのですが、使用したのは子供本人が122件、学校職員の方が106件、それから保護者が114件、救急救命士の方が66件使用したということになっています。

先ほどの秋田市の広面小学校のアレルギー症状発症のときには、2人の児童に対してエピペンが使用されております。これは、2人にエピペンを使わなければいけなかったというのは、かなり珍しいのではないかとと思うのです。

本市において、このエピペンを保持している児童数は何人いるのか、それからエピペンの講習会を実施しているのか、それから、これが大切なのですが、緊急事態が起きた場合のシミュレーションや、その訓練を行っているのかということをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【4番（今野英元君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、特別養護老人ホーム等指定管理者制度移行計画についてにお答えいたします。

特別養護老人ホームの指定管理者の公募に申請がなかったことにつきましては、昨日、梶原議員にお答えしたとおり、現在、応募に至らなかった理由を把握するため、アンケート調査を実施しているところであります。

今後の方向性につきましては、平成27年度は現体制を維持し、平成28年4月からの指定管理移行を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設入所者と御家族、地域住民、施設職員への説明会につきましては、8月20日の公募締め切り後から募集状況と今後の予定について、順次説明会を実施し、9月上旬には終了する予定でございます。

これからも随時説明会を開催し、利用者と地域住民、施設職員の御理解を得ながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2、公立保育園民営化計画についてにお答えいたします。

市では、行政の責任を明確にしながら、行政改革の一環として、民間にできる事業については民間に任せることを基本に、各分野の施策や事業に対する関与の見直しを進めてきております。公立保育園の民営化につきましては、市として確保しなければならないサービス水準の維持や市民ニーズに対する柔軟な対応、また国・県の補助制度が活用できることによる市の運営経費を節減し、子育て支援策の財源確保を目的としております。

こうした観点から保育の実施については、公立においても民間においても国の指針に基づく同じ基準であり、民営化に関し、特段のデメリットはないとの考え方は変わっておりません。

主な課題としては、民間運営に対する疑問や保育環境と保育内容の維持向上への不安の解消などが想定されますので、地域の諸事情を鑑みながら、丁寧に進めてまいりよう指示しております。

市といたしましては、諸課題の解決に向けて、保護者、地域への十分な説明とともに、地域の実情を考慮し、引き継ぎ期間の確保や意見交換の場の設定、移管後の保育指導の強化などに配慮しながら、公立保育園民営化計画素案を推進してまいりたいと考えております。

次に、民営化のスケジュールであります。計画素案については、今なお市職員労働組合との合意に至っておらず、各保育園や保護者、地域住民への説明という段階には進んでいない状況にあります。計画においては、それぞれ御指摘の目標年度としていただいておりますが、実施については現実的に厳しいものがございまして。

引き続き関係各位と協議を重ね、合意に向けて努力いたすとともに、各保育園の実施目標年度を見定めながら計画を見直し、可能なところから実現を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、由利本荘市の認知症施策についてにお答えいたします。

本市の認知症高齢者の状況は、平成26年3月末現在、要介護認定者5,294人のうち3,512人であり、高齢者人口の13.7%を占めております。

また、平成24年度に65歳以上の方に実施しました基本チェックリストでは、認知機能の低下を疑われる方が4,187人おり、この方々が要支援状態となることを抑制する取り組みとして、今年度から脳力アップはつらつ教室を実施しているところであります。さらに、若い世代から認知症に関心を持ってもらうため、市内の中学校1年生を対象にした認知症サポーター養成講座も今年度から新規に開催し、地域で支え合う体制づくりに努めております。このほか、認知症は生活習慣病との関連があることから、特定保健指導や宅配講座、健康相談、広報、組織活動支援など周知、普及に努めております。

今後の課題は、認知症高齢者の増加が予測されることから、認知症の方を住みなれた地域でいかに支えていくかが重要であり、平成27年度からの第6期由利本荘市高齢者保健福祉計画に盛り込む予定であります。

今年度においては、国の認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランに基づ

き、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを推進するため、認知症ケアパス策定委員会を設置し、協議を重ねているところであります。

認知症になっても安心して暮らせる由利本荘市の実現を目指して、関係機関の連携をさらに強化した体制づくりを推進してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、4、フッ素洗口事業についてにお答えいたします。

現在、本市のフッ素洗口事業は、市内の子供が将来にわたって健康を維持するための有効な手法の一つとして、平成17年度に定めた由利本荘市フッ素洗口事業実施要領に基づき、1小学校5保育園で実施しているところでございます。

歯と口腔の健康を維持することは、生涯を通じた健康維持につながるものですが、本市の虫歯罹患率は、依然として全国平均を上回っている状況にあります。このことを地域社会全体の課題として捉え、広く有効性が認められているフッ素洗口事業の推進が必要と考えているところであり、平成26年度には保育園及び保護者の御理解のもと、新たに1施設が取り組みを開始いたしました。継続して取り組んでいる保育園や小学校においては、毎年保護者への意向調査を実施した上で、希望する園児、児童に対し、医師の指示書のもとで安全性に十分配慮しながら、実施しているところであります。

このほど由利本荘歯科医師会から互いに協力して事業の拡大に取り組むよう要望書が提出されており、引き続き関係機関と連携して勉強会や説明会を開催し、保護者の方々初め幅広く市民の御理解を得ながら、教育委員会とも連携を図り、学校や幼稚園、保育園でのさらなる事業拡大を図ってまいります。

次に、5、ごみステーション補助金制度についてにお答えいたします。

ごみステーション設置補助金につきましては、新規に設置または更新する自治会に対し、ごみステーション1基当たり事業費の3分の1、3万5,000円を上限として補助金を交付しております。

平成25年度の補助実績としましては、40基の申請に対し、104万円を交付しており、この中で金属製のごみステーションは9基、うち7基が補助限度額での交付となっております。平成2年度の状況と比較しますと、金属製のごみステーションを設置する事業費は約2割の増加となっております。

金属製のごみステーションは耐用年数が長いため、設置する自治会もふえていることは承知しており、補助限度額の見直しの必要性について検討しているところであります。今後、設置状況を見据え、改正の時期を見きわめてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、学校図書館の充実について、7、学校給食アレルギー対策については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 今野英元議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、6の学校図書館の充実についてにお答えいたします。

このたび学校図書館法の一部が改正され、学校には図書館経営の中心となる司書教諭

のほか、学校司書を置くことが努力義務として定められました。

本市では、既に学校図書館に図書支援員 15名、司書助手として 4 名の計 19名を配置し、司書教諭や図書館担当教諭と連携して学校図書館の機能向上に努めているところでございます。図書支援員等については、その実績を生かして、来年の 4 月からは学校司書として従事してもらうことを検討しているところであります。

なお、現在、19名中 4 名が司書資格を保有しておりますので、今後も、より専門性にすぐれた学校司書の配置に努めてまいります。

また、配置職員の資質向上を図るための研修につきましては、現段階でも毎年、中央図書館職員による指導や、県立図書館職員を講師に迎えての研修など、司書教諭、図書館担当教員も含めて研修の機会を設けております。

次に、学級数に応じて整備すべき蔵書数を定めた学校図書標準の充足率 100%を達成している学校は、平成 24年度現在調査では 3校中 1校でありました。他の 20校の充足率は、全て 90%以上であります。

なお、学校教育に活用できる図書館として、今後もそれぞれの学校の整備状況を確認しながら、子供たちの知的欲求を満たしてくれる学校図書館づくりに向けて努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7の学校給食アレルギー対策についてにお答えいたします。

本市の食物アレルギーによる給食の対応を必要とする人数は、小学校で 47名、中学校で 16名となっており、全て除去食や代替食を実施しており、完全弁当対応の重症児童生徒は現在おりません。

学校生活管理指導表の状況については、対応が必要な児童生徒全員から学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づき、学校生活管理指導表等の医師の診断書が提出され、全教職員でその情報を共有しております。

次に、子供のアレルギー情報等の共有についてであります。アレルギー調査や保護者との個人面談を実施し、情報を共有しながら、食物アレルギーの程度に応じた除去食や代替食による、より安全で安心な給食の提供をしているところであります。

アレルギー対応食の実施に当たっては、当日の調理場におけるミーティングを通してアレルギー対応献立確認の上、確実な調理作業をするようにしております。調理後は、食物アレルギー対応確認票や食札を活用し、調理担当者、配膳担当者、学級担任の 3 者が確認しながら情報を共有することにより、確実にその児童生徒本人に配食するようにしております。

次に、アドレナリン自己注射薬、通称エピペンについてであります。昨年度以降、本市中学校において 2 名に処方されております。

教職員の研修会については、毎年開催される県教育委員会主催の食物アレルギー対応講習会に各小中学校より教職員が多数参加し、実習を受けるとともに、該当校においては、年度当初に緊急時を想定した実践的な校内研修会を実施し、全教職員の共通理解のもと訓練しており、今後とも推進してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 4 番今野英元君、再質問ありませんか。

4番（今野英元君） 1番目の特別養護老人ホーム等指定管理者制度移行計画について再質問したいと思います。

きのうの梶原議員の質問に対する答弁で、アンケート調査などを行ってということでしたが、今の状況で、来年の4月に移行できるという確固たる保証というのではないわけですし、そういう意味では、アンケート調査をどうやって活用していくかというのは大切だと思います。アンケート結果を踏まえて、そういう業者の意向を聞くということも大切だと思いますが、職員の方がやはり移行されるまでの期間中、非常に不安定な状況に置かれるということも確かなのです。ですから、例えば職員の派遣や配置がえや職種がえが行われるわけですが、職員の方たちが本当に平成28年4月に移行できるのかどうかというのはわからない状態で、今のそういった不安定な状況に置くということに関しては、市のほうでどのように捉えていますか。ある時期が来たときに、これはやはり指定管理はもう無理と決断する場面も必要なのではないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長（真坂誠一君） ただいまの今野英元議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど市長が説明申し上げましたとおり、平成27年度は現状のままでいき、28年4月からの指定管理移行を進めてまいるとのことです。それに関しまして、今アンケート調査を実施しながら、今回応募に至らなかった要因を研究して、そのことについて検討を進めている状況でございます。

職員の皆様方に対しましては、8月20日過ぎに東光苑、鳥寿苑に伺って説明申上げてきております。確かに職員の皆様方が不安に思っているということは現実でございます。その現実に対しまして、我々も誠意を持って説明申上げ、御理解をお願いしなければいけないということで、この前もお話してまいりましたし、今後も逐次説明申上げ、御理解を賜りたいと考えております。

それから、職員配置などにつきましていろいろな心配があるということで、その期限につきましても、先ほど市長が答えましたとおり、平成28年4月から移行するためには、やはりそれなりのスケジュールがございますし、また今回のアンケート調査の中でも、やはり受ける側からいいますと、準備期間に非常に時間を要するというのもございますので、やはりその辺のことも加味しながら、これからスケジュールもきちんとした形でやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） 今、部長の言ったことは私も非常によくわかります。これはやはりデリケートで、入所している方がいるし、その家族の方もいるし、もし指定管理移行になったときに、市のほうでは、今までよりも十分サービスを向上させてというのは、必ず言うのです。でも、指定管理になって、運営の仕方や対応の仕方が変わるのではないかというのは誰でも思うのです。特にお年寄りの方ですので、そこら辺の配慮というのは、職員の配慮も大切ですが、入所者への対応、配慮をしていかないと、平成

28年4月といってもすぐのことですし、一定程度のスケジュールを踏んでいくにしても、ある段階で、これは指定管理はもう無理ということがわかった時点では、しないという決断が必要ではないかと私は思うのです。ただ引きずっていくというのは、職員に対しても入所者に対してもかえって悪影響ではないかと思うのですが、どうでしょうか、もう一度答弁願います。

議長（鈴木和夫君） 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長（真坂誠一君） 今野議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどちょっと言葉が足りなくて、職員の話だけしましたけれども、入所者と家族につきましの説明も現在行っております。その中で、やはり当然入所者につきましてもいろいろな不安を持っていると思っておりますので、そちらの皆様方にも先ほど申し上げましたとおり、職員と同じような形で丁寧に御説明申し上げて、御理解を賜りたいと思っております。

あともう一つ、最終的な決断というお話でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成28年4月の移行に向けて、これからスケジュールを立てながらやっていくという考えでございますので、今現在はその形で進めさせていただきたいということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） 2番目の公立保育園民営化計画について再質問します。

私は、1番の特養の指定管理よりも、この2番のほうがもっともっと大変だと思うのです。

例えばゆり保育園の民営化問題は、柳田市長時代に1回出てきて、あれは亀田保育園もでしたか、2つをやるという方針が1回出て、私もその当時、一般質問で質問した経緯ありますが、やはり数が多い、しかも子供さんが主体であって、保護者がいるわけですが、これもやはり特養老人ホームと一緒に、制度が変わっても、移行の準備期間に若干の問題はあるにしても、今までよりも民間のサービスを取り入れてと、それは必ず市で言うことです。それを言わないと、指定管理移行や民営化を正当づける根拠にはならないわけですから、必ずそれはもう文言としては入ります。

でも、やはり地域的な事情の中で、今まで歴史的にできてきた保育園というものを一挙にこのスケジュールで民営化するというのは、私は無理だと思うのです。しかも、これ1度スケジュール時期が示されていますけれども、これもやはりその職員の方たちや入所している園児の保護者から見れば、どうなるのだろうということを常に思いながらいるわけです。ですから、そういった決断というの、必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 引き続き関係者と協議を重ねて、合意に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますが、各保育園の実施目標年度を見定めながら計画を見直して、可能なところから実現を図っていきたくて考えております。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） わかりました。

3番目の認知症施策については、ぜひともこのようにやってください。ただ、この認

知症施策で大変なのは、自分が認知症だと理解していない患者をどうやってそういう施設なり場所に連れて行って、ケアするかということなのです。自分から、私は認知症にかかっていますから、どうかよろしくお願ひしますという患者はそうそういないのです。医者からはっきり、あなたは認知症ですと言われて認知症の薬をもらっていたとしても、いや、私は認知症ではないという患者さんのほうが多いのです。ですから、そういったケアは大変だと思うが、これは行政としてもやっていかなければいけないので、ぜひともやってください。これ、答弁は要りません。

4番目のフッ素洗口事業についてに移りたいと思います。

2年前にフッ素洗口の話で質問したときに、どうしても市のほうと意見がかみ合わなかった点が何点かあります。1つは、この薬剤管理について、国のガイドラインと県のマニュアルがあるのですが、どちらに従うかということがまるっきり一致しませんでした。

平成24年5月31日に質問して、6月1日に当時の市民福祉部長の大庭さんがお互いにこの件に関しては、まだまだ協議していかなければいけないところがあるので、今野議員もいろいろ勉強してください、市のほうでも勉強しますからということで、お互いそういう確認をしました。

2年たって、市のほうではもう一回やりたいということですが、薬剤管理の問題と、それから、劇薬を水で希釈するわけですから、希釈調整をするということをして市のほうでは、医療行為と考えていますか、その点、まず1つ聞きたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長（真坂誠一君） 今野議員の再質問にお答えしたいと思います。

その薬剤の管理、希釈調整につきまして、医療行為であるかどうかという再質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど今野議員も申し上げておりますが、前回の定例会の後に我々もいろいろ調べさせていただいております。この件につきましては、使用する薬剤につきましてあらかじめ計量されている調剤品を使用しているということで、医師の指示によって、これを希釈するというのでございますので、薬事行為や医事行為に該当するものではないと我々は理解して、県のマニュアルに従ってやることは違法でないという形で研究といいますか、県とも協議させていただいております。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） そうです。その当時は、市の答弁はそうでした。

私もその後、県の医務薬事課のほうに聞きました。やはり2つの考え方があるのです。希釈調整をする場合に、個人的に例えば歯医者さんからもらってきて調整するのはいいが、集団でやるのは薬事法に違反する可能性があるという答弁もいただきました。ですから、県のほうでもこの件に関しては、はっきりそれでいいですとは言えないのです。

こういう回答をもらいました。医師の指示を受けて、保護者の同意を得た上で、施設内において職員がその調整、希釈を行うことについては、薬事法には抵触しない。ただし、集団応用のため、歯科医師、薬剤師以外の者が洗口液を事前調整し、不特定多数の

施設に配布する行為は薬事法に抵触する可能性があるとのこと。ですから、この問題、県の医務薬事課も、やはり意見が統一されていないのです。

県の保健所に聞いても、ひょっとして薬事法に違反する可能性があるが、県のマニュアルではやってもいいことになっているからという言い方です。ですから、この問題に関して2年前は県のほうでもはっきり統一見解を言えない状況だったのです。今も多分そういう答弁が戻ってくると思います。私は医療行為ではないかと思っているのです。確認しますけれども、市のほうでは、そうではないということですね。

議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 先般、由利本荘歯科医師会の皆さんと私と担当と、初めて顔合わせを含めた意見交換の場がありました。その際に、フッ素洗口が由利本荘市はにかほ市と比較して非常におくれているというお話がございました。その後、市のほうに歯科医師会から要望が参りました。これはお互いに協力して事業拡大しようではないかという内容であります。その会合に太田対策監が同席しており、それを含めて答弁させたいと思いますので、よろしく願います。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） 再質問にお答えさせていただきます。

県のほうに数度、この希釈調整の件に関しまして確認いたしました。そのときに県の保健所の考え方としては、これは薬事行為、医事行為には該当しないという見解で一本化すると。それから、平成16年に県でお口ブクブク大作戦やりましたけれども、そちらのQ & Aにもこの問題が書かれていまして、県の見解としては薬事行為、医事行為には該当しないということで書かれております。

また、フッ素洗口の普及に関しましては、現在いろいろな勉強会を開催しております。その中には、歯科医師会、薬剤師会にも入っていただいて、県と市、それから実施する施設の皆さんにも入っていただいております。この後もまたいろいろな施設の方々とあわせて大きな勉強会も計画しながら、とにかく皆さんの十分な御理解をいただいた上で進めていきたいと考えております。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） すると、実際にこれをやることになった場合に、希釈調整は誰が行いますか。例えば、能代市と大仙市は薬剤師がやっているのです。秋田市とにかほ市は保健センター、あと養護の先生がやっているところもある。由利本荘市では、誰がやる予定ですか。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） 現状で実施しているところは、保育園は保育士さん、小学校に関しては養護教諭さんがやっております。これから拡大していくに当たっては、いろいろな御理解を求めることとあわせて、いろいろな課題に関しても、もし進まないのであれば、調査しなければいけないと思います。その中で、その進め方は検討させていただきたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） もう1つ、大きい問題というか、前日も当局と議論した経緯があ

るのですが、製薬会社として有効性、安全性の確認をとらなくてもいい薬になっているのです。市では、オラブリス使っているのですが、ミラノールが先発品です。副作用とか、そういう調査をしなくてもいい薬になっているのです。なぜかという、薬には承認をとるときに、そういうのをつけなければいけないものもあるのですが、このオラブリスが使われたときには、そんな必要がなかったのです。

ですから、副作用に関してとか、使用上の注意事項に関して、はっきり書いていない、どういう副作用があったのかが書いていないのです。ただ、安全だ、副作用はほとんどないとか書いていないのです。間違えて過度に飲んだときには、こういう症状が出るとは書いてあるのですが、慢性の中毒症状としてこういう症例がありますよということを書いていない。

今は、インフォームド・コンセントをしなければいけない時代です。患者さんと医療を提供する者が、この薬を使うと、こういう症状が出ますよと。例えば虫歯がなくなるといういい結果もありますが、間違えて飲むとこういった症状も起きますよということを載せなくてもいい薬品なんです。その件に関して、保護者に説明するとき、大変というよりも、逆に不安があるのではないかと思います、そこを市のほうではどうやってクリアして、実行に持っていきたいと思っていますか。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） 現在、市で使っている薬品はミラノールでございます。200ccの専用ボトルに、ミラノール1袋を入れて希釈して使っていますけれども、1回に使用するのは希釈剤7ccです。その急性中毒を起こすのは体重1キログラム当たり2ミリグラムと言われており、20キログラムの子供では、40ミリグラムとなりますが、1人分が7ccですので、25人分を一気に飲まないで、急性中毒ということにはならない計算になってまいります。

もちろん、劇薬ですので、その部分の説明も含めながら、急性中毒の事例そのものは今起きていませんが、そういう可能性も含めながらの勉強会は続けていきたいと考えています。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） この仕様書を見てみると、製薬会社がこう書いています。使用上の注意で副作用の欄があるのですが「本剤は使用成績調査等の副作用の発現頻度が明確となる調査を実施していない。」ですから、副作用例としてこういうものがありますよという記載が一切ないんです。ただ、使用上の注意として、誤って飲用したときに嘔吐や腹痛、下痢などの急性中毒症状が出るとは書いてあります。もしそういう事例が起きたときには、カルシウム剤を服用しなさいと書いてあるのです。でも、副作用はないとはっきり書いています。調査していないのです。

ですから、説明会で、副作用が何のと小学生が言うことは一切ないと思いますが、保護者がこういう例をもし知ったら、非常に不安に思うのではないですか。副作用の調査をしていないということは、今の時代あり得ないことなのです。でも、そういう薬品なんです、しかも劇薬で。ですから、そのことに対して、やはり市のほうではもっと警戒感といいますか、危機感を持つべきではないかと思うのです。どうですか。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） その急性中毒に関しましては、理論上は、先ほど申し上げましたとおり、20キログラムの子供が25人分を一気に誤飲した場合であり、大変考えにくい事例だと思います。ただ、そういった部分に関しては、先ほど今野議員は使用上の注意ということでお話しされましたが、そういったことは薬品の中には書いてありますので、その部分も勉強会の中ではあります。ただ、理論上、可能性としてないわけではありませんが、25人分を一気に誤飲するという事は考えにくいと考えています。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） 私は25人分を一気に飲むという、急性中毒の話をしているのではないのです。慢性で副作用が出るか出ないかの話です。

急性中毒の例は、必ずフッ素洗口のマニュアルの中に載っています。そうでなくて、慢性中毒で斑状歯って、課長知っていますか。斑状歯が出る例があるのです。歯が変形するとか、それは慢性中毒でこういう症状が出ますという写真もあります。でも、それは公式的にはミラノールなどの説明書きには載っていないし、推進する歯医者さんも言っていないです。こういうことは、推進する側の資料には一切出てこないのです。急性中毒はしょっちゅう出てきますが、慢性中毒の副作用に関して非常にデータが甘いのではないかということなのです。どうですか。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） 斑状歯などの出現が見られる慢性中毒に関しましては、フッ素洗口の事例では大変考えにくいものだと、歯科医師会の会員の方から聞いております。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） これは日本弁護士連合会が反対しているのです。フッ素洗口を推進する歯医者さんが、何で専門外のところが反対しているのだという、専門外の方は黙っているみたいな文書はあるのですが、日本弁護士連合会が平成20年と平成21年に、実際にフッ素洗口をやったところの職員と子供さんと家族から面接調査を行って、かなりの副作用例のデータを出したのです。ですから、平成23年度に、フッ素洗口の集団実施はやめたほうがいいと。もしやりたいのであれば個人が歯科医に行ってやるべきであって、集団のフッ素洗口をすると、これはここにいっぱい例が出ていますが、こういう例があるのに、洗口を進める側は、何も言っていないではないかということを行っているのです。

ですから、やはり副作用のデータ、追跡が非常に不十分である。私は前回のときも、今回もですが、この事業を行うに当たり、まだまだちゃんとしたデータがないうちに進めるのは反対だと言っているのです。ですから、その副作用例が少ないということは認めますか認めませんか、どちらですか。

議長（鈴木和夫君） 太田市民福祉部医師確保対策監。

市民福祉部医師確保対策監兼健康管理課長（太田晃君） フッ素洗口による慢性中毒の事例に関しては、私ども掌握しておりません。

議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

4番（今野英元君） もう3秒しかありませんが、この事業に関してはそういうことな

のです。ですから、やはりやることに関して非常に情報が少ない。ただ、やればよいという情報しか流れていないのです。そこをよく考えてほしいと思うのですが、あと時間がないので、これでやめます。どうもありがとうございました。

議長（鈴木和夫君） 以上で、4番今野英元君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

初めに、認定第1号から認定第18号までの18件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、認定第1号から認定第18号までの18件に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 次に、議案第125号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） 議案第125号について質疑いたします。

来年4月から保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する子ども・子育て支援新制度の実施が予定されています。そもそも新制度は保育の市場化を目指した保育新制度改革をベースにしたものでありますが、民主党政権下で、これに幼稚園との一体化、いわゆるこども園化が加わり、さらには教育制度改革など政治的な思惑が絡み合った結果、非常に複雑なものになっているという問題があります。

新制度の最大の特徴は、市町村の責任によって保育を提供する現在の制度を、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付の仕組みへと変更することです。市町村は、保育の契約に介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。

新制度への移行で市の負担や財源はどのようになりますか。また、条例提案に当たり、教育・保育関係者、保護者への説明は十分に行われましたか。この条例制定により現行の自治体基準で行われている保育内容が低下するようなことがないようにすべきですが、いかがでしょうか。

以上です。

【5番（佐々木隆一君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、佐々木隆一議員の質疑にお答えいたします。

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月から新制度のもとで開始される施設型給付及び地域型保育給付の要件について定めるものですが、これらの給付に係る負担割合は、

国2分の1、県4分の1、市4分の1とされており、これは現行の私立保育園への運営費の負担割合と同様であります。

なお、新制度では、これまで市に財政負担のなかった私立幼稚園及び認定こども園の運営費についても、公費の給付が統一されますので、現在市内にある4つのこれらの施設に係る費用負担が新たに市に生ずることになります。

この条例案を策定するに当たっては、子ども・子育て会議において、本市が基準条例を制定する必要性と概要を御説明しながら、本年7月には広く市民に対し、詳細な基準案を示したパブリックコメントを実施し、教育、保育関係者にも周知しております。また、この基準条例は、現行の保育の最低基準に影響を与えるものではありません。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 新たな財政負担がふえるという答弁でありましたが、国では交付税算入も考えているやに聞いております。確認のためお答えください。

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長（真坂誠一君） 財源の関係でございますが、今現在、まだ国のほうで検討中でございますので、はっきりとしたところはわかっておらないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。再々質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 終わります。

議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、議案第125号に対する質疑を結びたいします。

議長（鈴木和夫君） 次に、議案第126号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） 議案第126号について質疑します。

家庭的保育事業等の小規模保育事業のA型は全員保育士、B型は保育士の割合が2分の1以上、C型は市町村の研修を修了した家庭的保育者、いわゆる無資格者でも可となっているようであります。全ての事業で保育士の資格者とすべきではないでしょうか。

市長が行う研修とはどのようなものですか。また、給食は自園調理が原則ですが、連携施設からの搬入も認められています。調理の場所も調理室ではなく、調理設備とされ、調理員も委託や連携施設等から搬入する場合は、必置、いわゆる必ず置かなければならないということではありません。給食は自園調理とし、調理員も正式に配置すべきではないでしょうか。

小規模保育の環境で1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びなどのスペースと睡眠のスペースなど、年齢差を考慮した複数のスペースが確保できる基準が必要と思われますが、いかがでしょうか。

以上です。

【5番（佐々木隆一君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 佐々木隆一議員の質疑にお答えいたします。

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、新たに制度化される家庭的保育事業等の認可基準を市が条例で制定しようとするものであります。

本市が定めようとする保育士の配置、調理施設及び面積の各基準は、国の子ども・子育て会議において関係者から多くの意見を取り入れ、何度も議論を重ね精査された国の基準と同様の内容であります。今回、国の基準どおりといたしましたのは、これをさらに厳しく制限する必要がないと判断した結果であります。また、この基準はあくまで遵守すべき最低基準であり、条例案第4条において、事業の実施においては、常にこの基準を向上させるよう努めるとしております。

なお、市長が行う研修につきましては、現在、内容、開催方法ともに詳細は決定しておりませんが、決定次第お知らせいたしますので、御理解願います。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 給食は自園調理が原則です、ということも質疑の要旨として提出してはいましたが、いかがでしょうか。

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 市民福祉部長から答えさせます。

議長（鈴木和夫君） 真坂市民福祉部長。

市民福祉部長（真坂誠一君） 佐々木隆一議員の確認にお答えしたいと思います。

先ほど市長がお答えしておりますけれども、本市が定めようとする保育士の配置とか調理施設及び面積の各基準ということで、全体の中で答弁させていただいておりますので、調理の件も入っているということで御理解願いたいと思います。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。再質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 終わります。

議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、議案第126号に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 次に、議案第127号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） 議案第127号について質疑いたします。

学童保育の設備運営基準は、自治体レベルで初めて条例化されます。国の基準は1人当たり1.65平方メートルで、事業所内保育事業の保育所型と同じレベルであります。もっと広く充実した基準にするべきではありませんか。

職員の資格や配置、集団の規模や開所時間など、現在実施されている学童保育の基準を下回らないようにするべきであると考えますが、いかがでしょうか。

十分な準備がされないまま実施される新制度は、5年間の事業計画実施期間内にさまざまな事項において経過措置がとられることになっているようです。制度が実施されて終わりではなく、制度実施後においても問題点を明らかにし、新制度を少しでもよい制度にしていくために、関係者とともに改善を求めていきたいものだと思っているところであります。

また、新制度は、実施主体である市町村が判断すべきことが多くあり、実施に向けて、また、実施後も関係者とともに運動を広げていくことが自治体レベルでの制度の改善、拡充につながることでしょう。

以上であります。

【5番（佐々木隆一君）質問席へ】

議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 佐々木隆一議員の質疑にお答えいたします。

由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、国が新たに示した基準では、専用の区画について1人当たり1.65平方メートル以上とすることが適当であるとしております。本市の条例案の基準は、国の基準を基本としており、これまでも国のガイドラインに基づいて事業を実施してきていることから、十分な内容であると考えております。

また、市の放課後児童クラブにおける職員の配置や開所時間などについては、国の基準及び現在の運営基準を上回っております。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） ありません。終わります。

議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、議案第127号に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 次に、議案第128号から議案第142号までの15件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、議案第128号から議案第142号まで

の15件に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第143号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第143号一般会計補正予算（第7号）は、8月6日から8日及び21日の豪雨による災害関連経費の追加が主な内容であります。

総務費では、国民文化祭に関連して香川県丸亀市の一行が本市を訪れることから、その所要額を追加、商工費では、ぱいんすば新山の券売機購入費を追加、農林水産業費では、市営農業用施設ののり面災害復旧費や、農地・農業用施設と民有林の被害に対する市単独補助金及び県単局所防災事業に関する経費を追加、災害復旧費では、林道の補助災害2カ所、単独災害3カ所、公共土木施設の補助災害1カ所、単独災害6カ所の復旧費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては国庫支出金や市債を充て、一般財源分を繰越金で調整して2億4,561万円を追加し、補正後の予算総額を53億9,090万2,000円にしようとするものであります。

以上が本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第143号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時10分 休 憩

午後 4時11分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第143号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第18号までの18件については、決算

審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、議会選出監査委員を除く24名を指名いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました24名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集いたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第5、提出議案・請願・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（鈴木和夫君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明6日、7日は休日のため休会、8日は議案調査のため休会、9日から11日までは各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査、12日は国療跡地利活用特別委員会、決算審査特別委員会による議案審査及び決算審査特別委員会主査会議、13日から15日までは休日のため休会、16日、17日は事務整理のため休会、18日は決算審査特別委員会、19日は事務整理のため休会、20日、21日は休日のため休会、22日は事務整理のため休会、23日は休日のため休会、24日本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、22日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時14分 散 会